

第百四十六回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第 八 号

平成十一年十二月八日(水曜日)

午後一時十分開議

出席委員

委員長 金子 一義君

理事 衛藤征士郎君 理事 鴨下 一郎君

理事 根本 匠君 理事 渡辺 喜美君

理事 上田 清司君 理事 北橋 健治君

理事 石井 啓一君 理事 鈴木 淑夫君

理事 石原 伸晃君 理事 大石 秀政君

理事 大野 功統君 理事 河井 克行君

理事 桜井 郁三君 理事 桜田 義孝君

理事 塩谷 立君 理事 下村 博文君

理事 砂田 圭佑君 理事 田中 和徳君

理事 高市 早苗君 理事 中野 正志君

理事 西川 公也君 理事 宮本 一三君

理事 村井 仁君 理事 村上誠一郎君

理事 吉田六左門君 理事 渡辺 博道君

理事 岩國 哲人君 理事 岡田 克也君

理事 河村たかし君 理事 桑原 豊君

理事 末松 義規君 理事 仙谷 由人君

理事 大口 善徳君 理事 谷口 隆義君

理事 並木 正芳君 理事 丸谷 佳織君

理事 安倍 基雄君 理事 一川 保夫君

理事 佐々木憲昭君 理事 矢島 恒夫君

理事 横光 克彦君

議員 相沢 英之君

議員 石原 伸晃君

議員 中村正三郎君

議員 上田 清司君

議員 岡田 克也君

議員 仙谷 由人君

議員 石井 啓一君

議員 谷口 隆義君

議員 鈴木 淑夫君

議員 佐々木憲昭君

大蔵政務次官 村井 仁君

政府参考人 大野 功統君

政府参考人 森 昭治君

政府参考人 乾 文男君

政府参考人 原口 恒和君

政府参考人 福田 誠君

政府参考人 殿岡 茂樹君

政府参考人 木村 達也君

政府参考人 小倉 利夫君

政府参考人 田頭 基典君

政府参考人 佐々木憲昭君

政府参考人 村井 仁君

政府参考人 大野 功統君

政府参考人 森 昭治君

政府参考人 乾 文男君

政府参考人 原口 恒和君

政府参考人 福田 誠君

政府参考人 殿岡 茂樹君

政府参考人 木村 達也君

政府参考人 小倉 利夫君

政府参考人 田頭 基典君

政府参考人 佐々木憲昭君

政府参考人 村井 仁君

政府参考人 大野 功統君

政府参考人 森 昭治君

政府参考人 乾 文男君

政府参考人 原口 恒和君

政府参考人 福田 誠君

政府参考人 殿岡 茂樹君

政府参考人 木村 達也君

政府参考人 小倉 利夫君

政府参考人 田頭 基典君

政府参考人 佐々木憲昭君

政府参考人 村井 仁君

政府参考人 大野 功統君

政府参考人 森 昭治君

政府参考人 乾 文男君

政府参考人 原口 恒和君

十二月八日 桜井 郁三君 林 幹雄君

中小自営業者婦人の自家労賃の税制等に関する請願(吉井英勝君紹介)(第八一〇号)

同(前島秀行君紹介)(第八一八号)

不況打開、消費税廃止、商工ローンなどの規制強化に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第八一一号)

同(松本善明君紹介)(第九八二二号)

消費税の増税反対、消費税率三%への減税に関する請願(金子満広君紹介)(第八一二号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第八一三三号)

同(佐々木陸海君紹介)(第八一四四号)

同(志位和夫君紹介)(第八一五五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第八一六六号)

消費税の減税に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第九一五五号)

同(瀬古由起子君紹介)(第九一六六号)

同(平賀高成君紹介)(第九一七七号)

消費税率を三%に戻すことに関する請願(穀田恵二君紹介)(第九一九九号)

同(寺前巖君紹介)(第九二〇〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案(中野寛成君外五名提出、第百四十五回国会衆法第二五号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第六号)

る法律案(相沢英之君外八名提出、衆法第一〇号)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出、衆法第一二二号)

〇金子委員長 これより会議を開きます。

第百四十五回国会、中野寛成君外五名提出、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案、岡田克也君外三名提出、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案、相沢英之君外八名提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案及び佐々木憲昭君外一名提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。

上田清司君。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇上田(清)議員 民主党の上田清司でございます。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

我が国の金融システムは、依然として機能不全の状態から脱しておりません。七兆円以上の公的

資金を受けながらも、民間銀行の貸し出しは前年比マイナスで推移しており、中小企業の実に七割が依然として金融機関の貸し出し態度は厳しいと感じております。そうした中、銀行から締め出された中小企業が、やむを得ず、わらをもつかむ気持ちで駆け込んでいっているのがいわゆる商工ローン業者でした。このような商工ローン業者は、悪質な方法で中小企業を苦しめ、本来助かるべき企業まで破滅に追いやっております。

社会正義のかけらも見られない事態が引き起こされたのは、現行法制に大きな問題があり、債務者よりも貸金業者に有利な法体系になっているからです。中でも、出資法の上限金利が年四〇・〇〇四％と著しく高いことと、出資法と利息制限法との上限金利の間にグレーゾーンが存在することが最大の問題になっております。

そこで、今般、出資法及び利息制限法並びに貸金業規制法を改正し、高金利を是正するとともに、顧客及び保証人の利益を保護することを図るものであります。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案の内容の概要を御説明いたします。

第一に、出資法及び利息制限法に定める制限利息を、元本が十万円未満の場合年二〇・〇〇二％に、元本が十万円以上百万円未満の場合年一八・〇〇一八％に、元本が百万円以上の場合年一五・〇〇一五％にそれぞれ改めるものであります。

第二に、出資法に定める日賦貸金業者及び電話担保金融に係る制限利息の特例を廃止するものといたします。

第三に、利息制限法に定める賠償額の元本に対する割合を、先ほどお示した割合の一倍に引き下げるものといたします。

次に、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案の内容の概要を御説明いたします。

業務停止処分等の行政処分を行うことができるものとします。

第二に、顧客及び保証人に対する契約締結前の説明を義務づけ、違反した貸金業者に対しては業務停止処分等の行政処分を行うことができるものとします。

第三に、追加貸し付けの場合における根保証人に対する書面の交付を義務づけ、違反した貸金業者に対しては業務停止処分等の行政処分を行うことができるものといたします。

第四に、保証人に対する契約締結前の説明の際に、事実を告げず、または不実のことを告げたときは、保証人は当該保証契約を取り消すことができるものとします。

昨年一年間の個人の自己破産申し立て件数は、過去最高の十万三千八百三件に達しました。また、いわゆる多重債務者は百五十万人以上に上ると言われています。その原因の一つが、年四〇％という高利とグレーゾーン金利という法律的欠陥を許容する現行法制にあることは明らかであります。

ことし三月十九日の本委員会において可決された金融業者の貸付業務のための仕債の発行等に関する法律案の附帯決議として、「借手の保護を図る観点から」「金利の引下げ等について金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行い、多重債務問題の防止に最大限努力すること。」が全会一致で議決されました。しかし、商工ローンがここまでする大きな社会問題になるまで、政府・与党からこの問題について法改正が提案されてこなかったことは、問題の深刻さに対する認識が全く甘く、まことに遺憾と言わざるを得ません。

今国会を中小企業国会と銘打つならば、本法律案を速やかに成立させるべきであることを申し上げ、提案理由及び内容の概要の御説明を終わらせていただきます。

○金子委員長 次、相沢英之君。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○相沢議員 ただいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

現在、貸金業者の業務の運営が、いわゆる商工ローン問題を中心に大きな社会問題となっております。これは、貸金業者からの貸し付けに係る保証契約について、保証人が保証契約の内容を十分に理解できないうちに契約を締結してしまうこと、いわゆる根保証契約において保証の対象となる新たな貸し付けが債務者に対して行われても、当該保証人には何ら通知がなされないこと、貸金業者に対する取り立て行為規制について脱法的な行為が行われていること等によるものであります。

また、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項の上限金利が四〇・〇〇四％と、現下の超低金利下にあつて、いかにも高い水準に設定されていることも問題を深刻なものとしております。

このような貸金業者の業務の運営が、社会に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、貸金業者等に必要な規制を加えて利用者等の利益の保護を図るとともに、処罰される金利の限度を引き下げて高金利による弊害を取り除くためには、貸金業の規制等に関する法律等を改正する必要があると考え、本法案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして御説明申し上げます。

まず、貸金業の規制等に関する法律の改正案について申し上げます。

第一に、貸金業者が、貸し付け条件についての揭示、広告、債務者等に対する書面交付等を行う場合には、貸し付けの利率については、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わず、実質的な金利により表示しなければならないこと

を法律で明記することとしております。

第二に、貸金業者が保証契約を締結しようとする場合には、保証人に対して当該保証契約を締結する前にその内容を説明する書面を交付しなければならないこととしております。

第三に、現在、貸金業者は、保証契約を締結するときのみ保証人に対して貸付契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならぬとされているものを、根保証契約において債務者に追加融資が行われた場合にも、その都度、当該保証人に対して書面を交付しなければならないこととしております。

第四に、貸金業者の貸し付けに係る契約について保証した保証業者が弁済をした場合や、貸金業者が委託して第三者が弁済をした場合のこれらの者が行う求償権等に係る取り立て行為を規制するため、所要の規定を整備することとしております。

第五に、規制違反に対する罰則を全面的に強化することとしております。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の改正案について申し上げます。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項の上限金利を現行の四〇・〇〇四％から二九・二％に引き下げるものとしております。

次に、利息制限法の改正案について申し上げます。

利息制限法第四条の賠償額予定の制限について、現在、同法第一条第一項に定める利息の最高限の二倍まで定められているものを、一・四六倍までに引き下げるものとしております。

また、その他所要の法律措置を図ることとしていたします。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○金子委員長 次に、佐々木憲昭君。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○佐々木(憲)議員 たいだいま議題となりました日本共産党提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び主な内容を御説明いたします。

自殺者が相次ぐなどの商工ローンによる深刻な被害をなくすことが、喫緊の課題であることは言うまでもありません。また、サラ金、クレジット等による多重債務問題も引き続き重大です。長引く不況と銀行の貸し渋りを追い風にした日栄、商工ファンドなどの貸金業者が、出資法の上限金利に迫る高金利、借り手の資力を無視した過剰貸し付け、詐欺的手法での根保証契約、さらには暴力的な回収により、中小零細企業初め多くの国民を食い物にしていることは明らかであります。

このような状況を踏まえ、出資法、利息制限法並びに貸金業規制法の改正による徹底した規制強化を行い、もって被害の根絶に資することを目的として本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、高金利の引き下げであります。出資法の上限金利を利息制限法並みの一五から二〇％に統一し、悪徳商工ローンがはびこる原因となっているいわゆるグレーゾーンをなくすこととしております。

第二に、過剰貸し付けの禁止であります。本人及び保証人の返済能力を超えた過剰貸し付けについては、無効とするともに、過剰貸し付けを行った貸金業者に対して業務停止などの行政罰を科すこととしております。

第三に、本人及び保証人が契約を結んだ後でも八日以内ならそれを破棄できるクーリングオフの制度を創設することとしております。

第四に、保証人の取り消し権の新設であります。貸金業者が保証契約に際し、重要事項を告げず、または不実のことを告げたときは、保証契約を取り消すことができることとしております。

第五に、根保証契約の根本的規制についてであります。具体的には、主債務者が新たに債務を追加する都度、根保証人に対し文書で知らせ説明するだけでなく、その債務保証について根保証人に拒否権を与えることとしております。これは、根保証契約を事実上禁止する効果を持つものです。さらに、根保証契約は一年間に限定することとしております。

第六に、不当な取り立てに対する罰則を強化することとしております。

第七に、貸金業者に対する監督の強化として、現在、監督機関に付与されていない是正命令を出せる権限を与え、同時に、だれでも違反事実を告発でき、監督機関はそれを調査し適切な措置をとる義務を負うこととする等所要の措置を講ずることとしております。

以上の七点が、この法律案の提案理由及び主要内容であります。

我が党案は、今日求められている商工ローンやサラ金規制対策として、より徹底した内容のものとなっており、深刻な問題の根絶に資することは明らかであります。

委員各位の御賛同をいただき、慎重審議の上、速やかに可決されますようお願いいたします。

○金子委員長 以上で各案の趣旨の説明は終了いたしました。

○金子委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日栄・商工ファンド対策全国弁護団長木村達也さん及び社団法人全国貸金業協会連合会会長小倉利夫さん御両名の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として金融再生委員会事務局長森昭治君、金融監督庁監督部長乾文男君、大蔵省金融企画局長福田誠君、大蔵大臣官房総務課審議官原口恒和君、中小企業庁次長殿岡茂樹君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金子委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安倍基雄君。

○安倍(基)委員 今商工ローン問題が本日に深刻な問題になっているというので、我々も、いわば与党三党が議員立法を提案したのでございますけれども、その前に、なぜこんなに商工ローンが急に伸びたかという議論をもう一遍しなくちゃいけないのじゃないかと思ひます。

かつて、地価がどんどん上昇しました。そのときに、国土法でもって土地の価格をいろいろ規制した。しかし、あれは需要供給というものを無視して単に価格を定めてもしょうがない。何でこの商工ローンが伸びたかというのを考えてみますと、これはやはり銀行の貸し渋りなのですね。結局、土地が下がると担保価値が下がった。そうすると、すぐ銀行は増し担保を要求する。中小企業の人々が運転資金を借りようと思っても、おまえは担保がないから貸さないよという、すごい貸し渋りがある。それが基本的に商工ローンがこれだけ伸びたという原因なのです。

何でその貸し渋りが起こったのだらう。いろいろ銀行を皆さんが責めるのもいいのだけれども、どうも金融監督行政がちょっと金融機関の健全性というところばかりを中心にいっているのではないかと。私は、かつて、平成九年の十月、大分背で

ございませけれども、金融特という委員会がございまして、そこで早期是正措置をもう少し延ばせと。というのは、当時橋本さんが、財政再建ということでもって、いわばデフレ予算を組む、そこに早期是正措置が重なることは大変なことになるぞと。もう既にそのころ、クレジットクランチと申しますか、金利がべらぼうに下がっているにもかかわらず、なかなか貸し渋りがある。これは延ばしてくれということを言ったのですけれども、その当時の三塚大臣は、これは前に決まったことだ、来年の四月から実施すると言っております。

まさにそのころから、いわばデフレが、新しい予算とクレジットクランチと両方が重なって景気が後退した。私は、どうも金融機関の貸し渋りというのは、金融の健全化ということが余りにも前面に押し出されてきているのじゃないかと思ひます。

私、この点、金融監督庁ができて、金融健全化をやるといふのはいいのですけれども、その当時民主党が中心となって財政、金融の分離ということをしきりと言ひました。それは影の面と光の面と両方あるので、まさに金融健全化という面と余りにもいわば金融検査が厳しくなり、それが要するに金融の自己防衛というところでもっていわば貸し渋りとなったと思うのです。その結果出てきた商工ローンの問題を非常に取り上げておりますが、ちょっとこの辺の問題を、金融監督庁あるいは金融再生委員会、ひとつお答え願ひたい。

越智大臣になってから、例の地銀あたりに対する資金注入の前提としての八％を四％にした、これはまさに私は快挙だと思ひまして、こういふことの実情を見た上の金融監督でなければいかぬと思ひますが、いかがでございますか。

○金子委員長 安倍委員、どちらに何われるのですか。再生委員会ですか、監督庁ですか。

○安倍(基)委員 どちらでもいいです。

○金子委員長 金融監督庁、乾君。

○乾政府参考人 安倍先生の今の御意見、私ども

は安倍先生のお書きになりました著作からもかねて承っているところでございます。

ただ、私も金融監督庁の立場から申しますと、金融監督庁の発足いたしました前後、金融システムというものが非常に混乱と申しますか、不安であったこと、それからまた金融行政というものの対する信頼というものが取りざたされていたという中で、私も金融監督庁が昨年六月に発足したわけでございます。そうしたときに、私も、この金融監督庁が発足をして、臨んでいくその行政の方針といたしまして、市場規律に基づく金融機関の自己責任、あるいはまた行政の方からは、ルールに基づく透明な行政ということでもって心がけてまいったわけでございます。

その後、昨年の金融臨時国会と申しますか、金融再生国会でいろいろ御議論がありまして、金融再生法と早期健全化法というのを国会で御制定いただきました。現在、金融再生委員会、それから私も金融監督庁、こうした国会で整備されました法律を車の両輪といたしまして、先ほど申しましたルールに基づく行政に心がけているところでございます。

そうした中で、私も、日本の金融機関にとりまして一番重要なことというのは、その経営の内容を的確にディスクロージャーする。ディスクロージャーをさせないと、市場からの信頼を失い、あるいは預金者からの信頼を失って、その基盤も崩れるおそれがあるというふうに考えておりまして、国会の御指摘等も受けながら、そうしたディスクロージャー、あるいは透明性の確保、そして健全な運営ということにつきまして、金融機関を指導してまいったわけでございます。

そうした中で、例えば今御引用になりました早期健全化法というものでございますけれども、これは大蔵省時代に整備されました、平成十年四月からスタートしたものでございますけれども、金融機関の経営が重大な危機に至る前に早期に警告を発していこうという立場から、客観的な指標として自己資本比率を用いていこうということでもって、現に幾つかの発動をしているわけでござい

ますけれども、私も、そうした客観的なルールによりながら、金融機関の経営、大事に至る前に未然に防止をするということは、例えば再生法、早期健全化法に書いてございます。金融機関の破綻に至った場合の費用を最小に抑えるというコストの観点からも、こうした未然に客観的な指標あるいは市場のルールに基づいて行政を行っていくことが望ましいという考え方でやっているわけでございます。

そこで、今貸し流しとの関係について言及がございました。

この貸し流しの問題につきましては、長い間の金融機関の行動原理といたしまして、ともすれば担保に依存をした融資というものの傾向が強いわけでもございますけれども、これにつきましては、私ども、金融機関に對しまして、そうした担保依存ということではなくて、あくまでも与信先に対する適切なリスク管理に基づいて、そしてそのリスクが高いところからは高いリターンも取りながらやっていくというところでもって、それこそが本當の金融機関らしいリスク管理あるいは与信ではないかということの指導をしているわけでございます。

そうした中で、私も、業態別の融資残高を見ますと、対前年でマイナスが続いているところでもございますけれども、その要因にはいろいろなものがあるかと思えます。ただ、それが金融機関が従来の担保万能主義から十分脱却できないという結果としてそういうことになっているのであれば、これはいけませんよということをお知らせする機会を通じて言っているわけでございます。

いづれにいたしましても、私も、金融機関が適切な与信管理の上に立って、リスク管理の上に立って、健全な借り手あるいは健全な中小企業に對しまして必要な融資というものが滞ることのないように、十分注意を払っていききたいというふうに考えているところでございます。

○安倍(基)委員 貸し流し問題が、金融監督行政

の結果、大きな影響を受けているということは、歴然たる事実なんです。

この間、若松委員ですか、日本の銀行の場合には貸すか貸さないか、外国の銀行の場合にはリスクが高いものについては少し高い金利でもって貸していくと。日本の場合にはイエスカノーかですから、もう絶対、貸さないとなつたら、どうなつても貸さない。であるから、こういう中小企業が商工ローンに走るんです。

この事実やはりよく見えて、自己資本比率というののも一つのメルクマールだけれども、あれは、結局貸し出しを抑制すれば自己資本比率は上がるんですよ。自己資本比率を中心とした金融監督行政というものが、結果的にはこういう貸し流し、そして商工ローンの拡大という形になつてきているんですよ。

それと関連しまして、私は、二年前に早期健全化措置のことをちょっと延ばせと言ったのと同じように、ペイオフの問題を、これは余り簡単に考え過ぎてているよと考えております。

と申しますのは、大丈夫だ、いろいろなセーフティネットをつくるのと言っておりますけれども、これを本当に実施したら、もう既に御承知のように二年物の定期なんかは減つてきておりまして、私はこの間の大蔵委員会でも言ったのですけれども、ある主婦が金融機関からお金をほとんど引っぱり出した、それを見ても保護預かりの方へ入っていた、それを見て支店長が愕然としたというのを聞きましたけれども、これが一般になりまして、そして本当にペイオフが始まるよという話になりますと、来年は資金移動で大変です。特に中小金融機関がそれにおびえます。思い切つた貸し出しができません。貸し流し問題は、ペイオフと非常に関係する。

でありますから、このペイオフ問題をもっと慎重に考えなければいかぬじゃないか。これは商工ローンにちょうど象徴されますけれども、中小金融機関にとっては非常に大きな問題であり、それで中小企業がまた苦しむ。私はこの点を、ペイオ

フ問題についてよほど慎重な態度をとらなきゃいかぬと考えておりますけれども、大蔵省の考えはいかがでございますか。

○福田政府参考人 お答えいたします。

ペイオフの問題のお尋ねでございますが、本件につきましては、総理や大蔵大臣等が国会で答弁されているとおり、政府として従来の考えに変わりなく、ペイオフを延期することは考えておりません。

そのために、ただいま監督庁から答弁がございましたように、現在、昨年の秋の国会で整備していただきました金融再生法及び早期健全化法の枠組みを活用いたしまして、平成十三年三月末までの間に、揺らぐことのないよう、強い競争力を持った金融システムの再構築を実現すること、また、個々の金融機関におかれましては、収益性の向上や自己資本の充実等に努めて、経営改善、経営基盤の強化を図ることが極めて重要であるというふうに考えております。

○安倍(基)委員 ペイオフ問題については改めて議論したいと思っておりますけれども、これはもう簡単な問題じゃないのですよ。アメリカでもほとんどできていないのです。しかも、私の論文を読んでいたと思いますけれども、間接金融が中心である日本において本当に資金の移動等が始まったら、私はそのときに豊川信金事件という随分昔に起きた事件を引用したけれども、ちょっとしたうわさで中小金融機関からだあっと預金が逃げた。これが始まったら中小企業に對する貸し付けなんてめちゃくちゃになりますよ。商工ローン問題など、たまたまこれはあれですけれども、本当にこういふところへみんな頼らざるを得なくなってしまう、それどころの騒ぎじゃなくります。

この問題はもう一度改めて議論したいと思っておりますけれども、大蔵省としても本当に慎重に考えていただきたいと思います。これはアメリカでもやっていないのですよ、實際上。アメリカの場合には、大体会社は直接金融中心ですから、間接金融は要するに

運転資金くらゐのものですから。それが日本の場合には長短期、ほとんどの部分が間接金融ですから、ペイオフ問題というものは、この前の早期是正と同じように、何年前に決めたからやるんだという方向で考えては大変なことです。この点は、私も、もう一遍大蔵部内でよく論議していただきたいと思っております。

さて、今度の法案でございませうけれども、基本的に土地と同じように需給ギャップだと私は思います。結局中小企業は、例えばあしたの手形を落とすために駆け込む、そういう需要が強たくさんある限り、供給が限られている。貸し渋りがあるといふときは、どうしてもこういうところへ頼らざるを得なくなるのです。この需給のギャップという現実を見て、つまり商工ローンが伸びているというのには、それに対して頼る者が大勢いるという事実を見た上でこの法案を考えていかないかぬと私は思います。

そこで、事前に契約の前によく知らせるとかいろいろな問題点、これは、それぞれの案が一応用意しておりますけれども、問題点は、民主党の案と我が方のいわゆる与党三案の案だと、金利の上限が、片方は二九%、片方は二〇%。私は、この法案で、特に共産党の案というのはいいことづくめというか、一見非常にいいものもいろいろに見えます。しかし、それが現実に行えるのかどうかということが問題なのであって、結局、需要がそれだけ強い、駆け込み寺としてみんながそれに頼る、普通の銀行へ行っても断られてしまふというときに、ただただ金利の上限を下げろ下げろということだけではあつても、これは結局裏に回つてしまふ。例えば土地の場合でも、地価が高騰する、それで基準の地価を決めると、必ず裏金が飛ぶのです。

この民主党案は、確かに我が与党三案案に比べ、金利の上限を大分下げています。片っ方の我が党の方は日歩八銭ですが、果たしてこの上限で実行できるのかどうか、場合によっては裏の取引が出てくるのじゃないか、こういった懸念がある

のでございます。貸金業法の四十三条、これは皆様が勉強だと思ひますけれども、結局、裏に問題が回らないようにということで四十三条があるわけですから、この点について民主党はどう考えていらっしゃるのか。果たしてこれで裏に回る要素がないものかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○上田(清)議員 答えします。

安倍先生の高邁な議論が前にありましたけれども、その後に裏の話ばかりなされるのはいかたがなものと申す。私も、過去にさまざまな歴史的経緯もございませうけれども、しかし、日銀もゼロ金利政策を打ち出すぐらいに超低金利政策の中で、年率四〇%を超えるこの出資法というものが明らかに高い金利であるということだけは間違いない事実だと私は思ひます。なぜならば、今どき四〇%や三〇%のいわゆる粗利を出すような企業が一体どこにあるのでしょうか。

例えば、中小企業庁の資料を見ますと、各分野別の収益率でどういふ実態も出されております。例えば、一つ一つ申し上げるのもいかにかなとは思ひますが、よくて三七七とかさういふものもありまして、実態的には大体二四・三、二四・三、二四・三、二四・六、卸売業で八年度が二〇・三、九年度が二〇・六、小売業で八年度が三七・六、九年度が三七・七、建設業が八年度で一七・八、九年度で一七・四。このように業務別に見ても、こうした粗利率でいけば、とてもこういう金利で業が成り得るわけがないというふうに思ひます。

私どもが二〇%にしておりますのは、グレーゾーンの、いわゆる出資法と利息制限法が二本立てで金利が定められているということ自体も、立法府としては怠慢だと基本的に考えているところでありませう。もちろん、過去のさまざまな歴史的経緯もございませうけれども、しかし、日銀もゼロ金利政策を打ち出すぐらいに超低金利政策の中で、年率四〇%を超えるこの出資法というものが明らかに高い金利であるということだけは間違いない事実だと私は思ひます。なぜならば、今どき四〇%や三〇%のいわゆる粗利を出すような企業が一体どこにあるのでしょうか。

す。

もちろん、貸し渋りの問題とかこういうことも申し上げたいと思ひますが、それと同時に、当時の調達金利と現在の調達金利、こうしたところも当然問題にすべきだと思ひますし、都市銀行の貸出約定金利も、現在では二・三三、例えば平成元年などは四・八とか、あるいは平均調達金利の貸金業関係の数字をそれぞれ読み上げても結構でございますが、次の質問を期待されているところがあるかと思ひます。

そもそも、金利が高いということで倒産やあるいは廃業に追い込まれる、あるいは自殺者も出ているという現況を絶対的にやめさせなければならぬという考え方に私どもは立っておりますので、この金利を提案しております。

○安倍(善)委員 答弁は短くしていただきたいと思ひます。

私は何も、裏を奨励するわけでも何でもありません。ただ、経済の実態というものを、つまり、貸し渋りに遭っている中小企業が、あすの手形を落とさないかぬというときに、普通の銀行に行つても全然相手にしてくれない、それで駆け込んでいくという話が基本的には基礎にあるのです。

ですから、低い金利にした方が一番いいに決まっておりますけれども、現にそれが本心に守られるか守られないかというのには経済の実態によるわけですから、貸し渋り状況とか、ともかく高金利というものは、目が飛び出るようなものでございませうけれども、しかし、そういった状況で、しかも駆け込んでいくという現状を認識しなくちゃいけない。本心にそうやって需給のギャップが強い場合には、駆け込み寺的に飛んでいってしまうのです。よね、ですから私は、表と裏という、裏を奨励するわけでは全然ないけれども、本心に現実に即して考えなければいかなぬということをお話ししているわけですから。

二番目に、今の民主党案によると、過剰融資について、要するに基準を政省令で決めるという問

題がありますけれども、これもまた非常に難しい問題です。

今まで、過剰融資だったのだめだということでは、過剰融資の基準は政省令で定められるのだから。私は、前、役人でおりましたけれども、例えばこれを内閣法制局へ持っていくってこういう文章を書きますと、では過剰とは何だ、何を過剰とするか、どういふ基準をつくれるんだ、その基準がはっきりつけないんだ、それから文法として書くべきじゃないかという議論になるんですね。この点、本心に政省令で過剰融資の定義ができるものかどうか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○岡田議員 確かに、その基準は難しい部分があることは、私もそう思ひます。

しかし、これは刑事罰がかかる問題ではございません。行政処分の問題でありますので、そういう意味では、ある程度強力的なものであつても法律的には許されるのではないかと、そういうふうに思ひます。

いずれにしても、その基準をつくるに際しましては、業界団体の意見も聞いて、実態も十分踏まえながらつくりたい、そういうふうに考えております。

○安倍(善)委員 幾つも質問を用意していただいておりますけれども、時間が長いものですから、今は短かつたけれども。

それで、もう一つ、保証人取り消し権。これは、いいことはいかぬけれども、なかなかそう簡単ではないのです。つまり、商行為において保証というものは非常に大事な問題ですから、民法では詐欺、強迫というような原則がございませうけれども、では、契約のときによく教えたかからという場合には、いわば保証責任が転換されるわけですね。これは、民法原則に対して、この保証人取り消し権というのをどう考えるのか。

確かに、今現在、消費者問題の議論をする学者の中で、民法原則だけではだめだよという議論が

あることはあります。だけれども、保証人の取り消し権というのを法律で書くというのは、これはほかの法体系との整合性がありますから、余り気軽に、いわばこの問題を突破口にしてというのか、この問題で、ばつと議員立法で書くのはちょっと問題かなと。

もうあと何分もございせんから、簡単に言いますと、民主党案はちょっといいことを書き過ぎているのじゃないか。共産党案はもっといいことを書き過ぎていますけれども、結局、いいことというの、本当に実行できてこそいいことなんですよ。いいことすくめのことを国民の前にわつと書くことは簡単ですよ。しかし、責任政党たるものは、本当にこれが実行できるものかどうか。

例えば今の保証人取り消し権なんかも、果たしてほかの法体系との整合性がどうかということ、完全に議論を尽くした結論であるのか、やはりこれは債務者がかわいそうだからということではないのか、その辺について御説明願いたいと思います。もうあと四、五分しかございせんから、その答弁で終わりにしてもいいですけれども。

○金子委員長 あと三分であります。

○岡田議員 安倍委員もお触れになりましたように、私どもの考え方は、国民生活審議会の中で議論されております消費者契約法の議論を、ある意味では先取りする形で提案をさせていただいております。法律的には十分成立するものだというふうに考えております。

先ほど来お話を聞いておりますと、いろいろ慎重な御議論もわかるんですが、結局我々はどういう立場に立つかという問題だと思えます。我々は、やはりこういった商工ローンの中で苦しみ、お金を借りていてる人の立場から考えて、政治家として一体何ができるのか、そういう視点で物事を詰めていっております。いろいろ理屈をつけられれば、それはいろいろ理屈はつくと思えます。しかし、この現実を解決するために一体政治家は何をすべきか、こういうことだと思えます。

一番最初の金利の問題も、昭和五十八年に、一〇％を超える金利から一挙に四〇％まで下げました。そのときにもいろいろな議論がありましたけれども、結果的には、多少の混乱はあったと思いましたが、そのことで乗り切ることができたわけでありました。

そういう意味で、私どもは、もう一度繰り返しますが、今この問題で苦しんでいる、お金を借りていてる人の立場に立って、政治としてでき得る限りのことを提案させていただいた、こういうことでありました。

○安倍(基)委員 いや、我々も本当に国民のためを思っているわけですよ。

ただ、私が言いたいのは、いろいろな法体系との整合性とか、今の消費者問題についてもまだ結論が出ていないわけですから、この問題、本当に気の毒な人が多い、しかし、もっと長期的に物を見て、すべての法体系の中で果たしてこういうことまでやっていいんだらうか、保証人の取り消し権というのを本当に今法律にしようか、というのか。

これは、保証人というのは非常に大きな話ですから、この問題は、契約の中であらかじめすべてのものについて知らせるといふいろいろな条件をつけています。そのあけく保証人が判を押したのであれば、そう簡単に、例えば不実であるとか、大事なことを言わなかったとか言ったとか、そういう裁判になったときに挙証責任が非常に大きな問題になるのです。

でありますから、単に現在の金の毒だ、金の毒だということばかりが中心ではなくて、それはもちろん金の毒なことを救わなくては行けません。これは、私が当初に申しましたように、大きな経済政策の中から需給ギャップを解消していくことが大事なんです。

それとともに、この法体系としては、それらの法の整合性というか、契約法とは何だ、民法とは何だ、その整合性は何かということを見なければ、めた上でこういうものは結論を出さなければい

かぬ。その意味で、あるいは与党案が余りこまに踏み込んでいないとおっしゃるかもしれないけれども、逆に責任政党としては、責任ある立場から、実行できるものしかできないのだということを出しているわけではございません。

これはまたほかの委員がいろいろ質問すると思えますけれども、私は、ここでちょうど質疑時間が来ましてから譲ってやめますけれども、よく検討していただきたいと思います。(発言する者あり)

○金子委員長 では、岡田克也君。

○岡田議員 我々の取り消し権も、何でもかんでも取り消しできるというものではありません。法律で定めた、やるべきことを契約者がやらない場合に限って取り消すことができるということでありまして、そこは誤解のないように願いたいと思います。

それから、先ほど来、安倍委員いろいろ御指摘であります。一番の問題は、銀行がなかなか貸さない。したがって、金利でいえば一〇％から二〇％ぐらいのところは全く空白になっているのです。一方で四〇％という規定がありますから、そこに全部集約されていく。今度、与党の方は二九％にされるそうですが、そうすれば二九％に張りつくと思えます。そうすると、やはり一〇から二〇ぐらいのところは空白のままなんです。

そこで、一〇から二〇で借りれば立派に立ち直る中小企業が、みんな二九とか四〇のお金を借りて倒れていくという現実を何とかしなければいけない、そういう視点で私どもは考えているということをお願い添えたいと思えます。

○金子委員長 安倍君、では最後に一言だけ、簡潔に。

○安倍(基)委員 金利の問題はまた別に聞かと思えますけれども、今の取り消し権の問題は、本当に基本的な大きな問題なんです。要するに挙証責任の転換になりますから、その辺を十分理解した上で考えていただきたいと思います。では、これで終わります。

○金子委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 民主党の北橋健治でございます。このたびの議員立法の審査に当たりまして、民主党は、共産党、社民党の皆様と一緒に、ぜひともこの問題について追詰の深い、そして現場の苦しみをよく御存じの弁護士団の団長さんを初め学識経験者をお招きいたしまして、じっくりと時間をかけて皆様方から御意見を拝聴して、この国会中に、このような社会悪というものを根絶するためには、きつちとした法改正をすべきだというふうに提唱してまいりました。

残念ながら、この委員会が開かれるのが非常におくれまして、皆様方にお越しいただくのを、時間が大変少なく、大変恐縮に存じておりますが、木村、小倉両参考人におかれましては、本当に万障お繰り合わせの上、急な呼び立てにもかかわらず御臨席いただき、まことにありがとうございます。

時間が限られておりますので、早速、今回の商工ローン問題における議員立法につきまして、木村参考人そして小倉参考人の方から御意見を拝聴させていただきたいと思えます。

○金子委員長 どちらからいきますか。小倉参考人からいいですか。

○北橋委員 では、小倉参考人の方から、五分以内でよろしく願います。

○小倉参考人 それでは、我々の業界を代表いたしまして御報告をさせていただきます。

我々の貸金業界は、平成十年三月末で全国で三万一千五百二十二の業者が登録をされております。それで、その中にいろいろ業態がございまして、十二業態ございまして、一つの法律の中でやっております。それで、一つの法律の中で御存じのとおり、大手は株式を上場されておりますが、社債も発行しておる成長した業者もございまして、百億円未満の業者数が全体の九・四％を占めておるわけではございまして、残高シェアでは一九・六％にすぎませんけれども、我々業者の九割以上は中小零細の業者であるわけではござ

います。そういうことで、出資法が万が一が下がるということになりますと、非常に厳しい状況になるわけでございます。

それから、もしも罰則金利の引き下げが行われた場合、いろいろと社会的な信用力の低い顧客層がおりますけれども、そういう資金のニーズに対応できなくなってしまうという状況になりますと同時に、どうしても信用力が低いからリスクが出てまいりますので、本当に資金を必要としているときにお客さんのニーズに対応できなくなってしまうという状況でございます。

結果としては、規制を受けることによりまして非常に借入先の利用者がふえますけれども、それと同時に、違法な業者が業務を行ってやみ金融業者が横行してしまう。現実に、やみ金融業者が今は駅周辺では正常業者よりも逆転しておるという状況でございます。

それと、中小零細業者は廃業に大部分追い込まれるのではないかなということも懸念されて、我々の全体の会員数がどんどん減ってくるのではないかなということが懸念されます。我々の業界の全金連といたしましては緊急理事会を開催しまして、最低どの辺まで対応できるかということとで理事会を開催した結果、三四・六七五ぐらいということとで全金連としては意見の一致を見たところでございます。

それと、出資法の施行期間の問題がございますけれども、新聞等で見ますと、施行期間が何か六カ月というようなことをお聞きしましたけれども、五十八年の出資法の改正のときには、八年かけて出資法を一九・五から七三％、それから五四・七五％、それから四〇・〇〇四％と段階的に下げたわけでございます。それというのも、一番の問題は、出資法の金利が下がることによりまして、施行期間が短いとみんな回収に回ってしまふ。商工ローンの問題もございましたけれども、回収しますと中小企業の方も倒産が非常にふえるのではないかなということも考えられますし、それと同時に、出資法の方の問題にいたしまして

も、施行日が短いと早く回収して廃業してしまうということになりますので、破産等がふえる可能性があるのでないかなということが非常に懸念されます。

それと、出資法の引き下げによりまして、我々業界の会員の廃業が非常に多くなって、組織というものの秩序が保てなくなる心配があらうかと思っております。

以上のようなことで、心配されますことを申し上げまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○北橋委員 小倉参考人におかれましては、私期待しておりますのは、新しく会長になられまして、商工ローン問題、全国民が注目している社会的な大案案でございます。業界の健全な発展のために、信頼を取り返すために、ひとつ業界としても懸命に頑張る趣旨のお話を聞けると思っておたのですが、残念でございます。

聞きたいことはたくさんございますが、時間がございせんので、先に木村参考人の方から、皆様の目から見られて、この問題の本質的なことを一番よく御存じだと思ひます。この問題の解決のために何か必要かを含めてお話しいただきたいと思ひます。

○木村参考人 昨夜来、民主党、与党、共産党案を読ませていただきました。いずれの案も最近社会問題になっていまして商工ローンによる中小零細経営者とその保証人たちの被害対策として緊急に考案されたものとして敬意を表しますが、弁護士として多数の商工ローン被害者の救済に当たってきた者として、あるいはサラ金、クレジット、クレジットカードの多重債務者の救済に長く関与してきた者として、これらの四法案に率直に意見を申し上げます。

まず第一に、出資法の貸出上限金利の引き下げの問題です。
与党案は二九・二％とし、民主党、共産党は利息制限法所定金利である一五・ないし二〇％として、一般人には非常にわかりにくいグレーゾーン

をなくすというシンプルな案になっていまして。私たちは、強く民主党、共産党案を支持します。なぜなら、高利金融の被害の諸悪の根源は、まさにこの高金利を事実上公認することにあるからです。年二、三％で仕入れた金銭を右から左に動かすだけで、何の手も加えず、三〇％を超える粗利を稼げる、この構造自体大きな問題があります。特に、金融業は借り主の窮迫に乗じて、言いかえれば、借り主が窮迫していればしているだけ有利な条件で契約ができるという業態のわけですから、もうかると見れば、債権回収の自信さえあれば、すなわち、違法、暴力的な債権回収の自信さえあれば、だれでもこの業界に安易に流入でき、結果として、過剰融資構造をつくり上げてしまうからです。

私たちは、他の中小企業と同じく、誠実な経営努力と技術、サービスの開発によってようやく生き残れるという金利水準、すなわち利益水準まで今こそ金利を引き下げなければ、高利金融被害はなくなりませんと考えています。この与党案の金利では、数年来継続してきた武富士を初めとする大手消費者金融の驚くべき暴利、これに対する世論批判にも全くこたえないものになっていまして、ノンバンク社債発行法案の成立時の国会決議にも全くこたえていないと思ひます。

日榮、商工ファンドを初めとする商工ローンや武富士を初めとする消費者金融がこれだけ継続して暴利を稼げる唯一の理由は、適正金利を大きく超えた高金利が事実上野放しになっているからです。商工ローン業者や大手消費者金融業者の皆さんは、あるいは与党の議員さんたちは、自分の子供や家族あるいは同業者たちに、お金に困ったら商工ローンや消費者金融を利用したらと安心して勧めることができるような金利でしょうか。自分の子供や身内に勧められないような高利商品を売らせてはいけません、こういうふうに思ひます。

第二に、年一〇・九・五％の日掛け金融、年五三％の電話担保金融はこの際廃止すべきです。これらの業態はもはや全く無用であり、金利規制の

脱法の温床となるはずで、第三に、商工ローンは銀行融資の補完的機能を担うものであり、短期小口のつなぎ融資に徹させるべきであります。そのためには、融資金額、融資期間を借り主の返済能力に応じて具体的に制限すべきであります。いわんや根保証契約を許容すべきではありません。

今般、与党、民主党、共産党各案とも保証人被害の防止に配慮した法案になっていまして、保証契約締結の実情は、主たる債務者と債権者が共謀して気の弱い保証人に保証契約を迫るという実情を考慮するとき、与党案には保証人への説明義務が抜けております。また、事前の文書交付義務は八日間というふうな形で、保証人の熟慮期間を保障するということが非常に大事かと考えます。

申し述べたい点は他にもありますが、とりあえず、もしも利息制限法まで金利の引き下げがなされないでグレーゾーンが残るということであるならば、貸金業規制法四十三条は撤廃すべきであると考へます。少なくとも、この貸金業規制法の四十三条という条文は、結局、事実上高利を容認することになる、こういうふうにか考へるからであります。

時間の関係で、お願いしたいことはたくさんありますけれども、昭和五十八年に貸金業規制法が制定されて、十六年ぶりの改正です。この程度の貸出金利の引き下げでは貸金業者が大喜びするはずで、現在の金利を追認する以外の何物でもありませんではないでしょうか。消費者、国民の強い金利引き下げの要請に耳を傾けられて、いまだ一度再検討をお願いしたいというふうに与党の先生方をお願いしたいと思ひます。

○北橋委員 参考人の皆様には、本当に貴重な御意見を御開陳いただきました、ありがとうございます。若干の質問を木村参考人にさせていただきたいと思ひます。
御指摘のように、この問題の本質は、金利をどこまで下げ切るかどうか、グレーゾーンを廃止で

きるかどうかだという御指摘は、民主党も全く同意見でございます。残念ながら、この委員会におきまして民主党は過半数ではございません。したがって、民主党の法案を可決するということには困難でございますが、しかし、与党案に見るように、二九・二％にとどめてグレーゾンを存置する、そしてまた、その見直し規定を見ましても、これは将来三年後に見直すときに一体下げるであろうかとはとても読めないわけですね。

この点について、法律専門家としての御意見を聞きたいのですが、与党案の第八条「見直し」によりまして、三年後に見直すときの要件が書いてあります。「資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直し」に、私にはそれが、将来金利が上がったときに逆に金利を上げるとしか読めないわけです。

そういった意味で、私は、この問題については、かつての貸金業規制法案の附帯決議を見ますと、借り手の保護を図る見地からと明確に書いてあります。それが今回このようなことになったのは、私は大変遺憾であると思うわけでございます。

そういった意味で、グレーゾンの撤廃、金利を引き下げる、そして、特に三年後に見直すというこの与党案については、とても現実に苦しんでいる方々を救済することにはならないのではないかと民主党は思いますが、その点についての御所見を承りたいと思います。

○木村参考人 この問題については、貸金業規制法が制定された当時に、金利を引き下げると業界が全部倒産する、中小企業はこの業界から出てしまふ、こういうふうな議論が行われたことを記憶しています。しかし、現に一九・五％から四〇・〇％に引き下げられた現在でも、三万軒という業者がこの業界で営業を行っています。そういう意味で、まだまだこの金利で暴利が稼げるという状況があるのではないかと思います。それから、金利を引き下げるとやみ金融が多く

なる、こういう議論が行われていますけれども、実は、このやみ金融というのは、私たちが実務の現場で見ている限り、確かにやみ金融の存在はないことはありませんが、銀行とか生命保険会社とか、そういうところから大量の資金を得られないことになりまして、やみ金融がふえても資金量的にはたかが知れている。したがって、その存在はあるとしても、全体の被害の問題から考えると大したことはない、こういうふうな考えを、また、やみ金融の問題は、警察が無登録営業をやみ金融として取り締まればいい、こういうふうな考えをします。

それから、見直し規定の三年ということで、結局また現在の低金利が、銀行などの金利が上がってきたときには逆に上がるのではないかと、いうふうなことも考えられて、貸金業者側に配慮した見直し規定というふうな感じに思われるわけですが、私たちがすれば、そんな引き上げられるという可能性ではなくて、当然、利息制限法を目指して金利を引き下げ、そしてまた、そこに至った時点ではより低い金利に引き下げていく。

すなわち、金利を考へるときには、借り主が安心して借りられる、あるいは、借りても金利に金利を重ねるという雪だるま式にふえていく借金地獄に陥らないという観点から金利を設定するべきであつて、中小零細の貸金業者が営業ができる金利を保証せよという考え方は、貸金業における貸出金利を考へる上では主客転倒である、こういうふうな考へています。

消費者が、あるいは中小零細事業者が、借りても借金地獄に陥らない、安心して借りられる、そしてまた無理なく返済できる金利を基本にした金利設定をしなければいけない、こういうふうな考へていますので、この三年後の見直しというの、引き下げるといふ方向での見直しという条件つきでなければ、もとに戻ってしまうような危険性のある見直しであつたら意味がない、こういうふうな思ひます。

○北橋委員 この三年後の見直し規定につきまし

ては重大な懸念があるという御趣旨だと思ひますが、民主党は全く同意見でございます。

これまで国会の審査の折に附帯決議がしばしばつけられておりましたが、この出資法あるいは貸金業規制法におきましては、いつも資金需要者、借り手の保護を図る見地から見直すということが書かれております。今回、これだけの商工ローン問題で大変悲劇的な、御苦労をされている方がいっぱいいる中で、見直しにおいて資金需給の云々、経済金融情勢、そんな問題ではないと思うのです。今こそ借り手とその保証人の利益を保護するということが今回の法改正で一番重要な眼目である、そのことを民主党は主張を続けております。

その意味で、一五から二〇％程度まで金利を下げてグレーゾンを廃止する、それが民主党の主張でございますが、ぜひとも委員会の採決までに修正を要求して、実現を目指して頑張りたい、こう思っております。

もう一点、木村参考人にお伺ひしたいことがございまして、それは、施行日が民主党の案では一月一日でございます。これには事情がございまして、私どもは、この問題が大きくなる前から、前通常国会のときから法案を提出して、一日も早い法改正を訴えてきた経緯がございまして、来年の一月一日にしております。これに対して与党案は六月一日なんです。

皆様はいつも本当に苦しんでいらつしやるそういった商工業者や御家族を見ておられると思う。この六月一日でもし仮に与党案が多数決ということで通るならば、私は、苦労をされている、苦しんでおられる方々のみならず、国民からも、なぜ六月なんだ、なぜもっと早くやらなんだという声があると思うんですね。先ほどの小倉参考人のお話では、業界が大変なんだ、時間もかかるんだというお話でございまして、現場の苦しんでいらつしやる家族を見てこられた方で、しかも法律の専門家であつたら十分可能であるし、ぜひ

民主党も他の野党の皆さんと一緒に修正要求をさせていただきたい、こう思っておりますけれども、この点についての御所見を承りたいと思ひます。

○木村参考人 この法律は、もし四月一日からあつたならば、早く施行されることになつても、新たな契約から施行される、こういうことになつていくわけですから、先ほど小倉会長のお話がありましたように、早急に回収して云々ということとは起り得ない、こういうふうな思ひます。

そういう意味で、新たに法律ができるならば、できるだけ早く引き下げるといふことで、より多くの人を早く、少しでも低い金利で救済できるような形にしたい、こういうふうな思ひます。

○北橋委員 以下、順次各党案に対する質問は上田議員に譲りますけれども、私は今回、法改正を随分前から主張して、この大蔵委員会において審議を求めたわけでございますけれども、残念ながらこの国会の会期末ぎりぎりになりました。私どもは参考人の皆さん方ともっとも十分に議論をさせていただいて、本当に国民の皆様方に御理解のいただけるものを、つくりたいと思つてきたわけでございまして、こういう形で、ばたばたで最終の与党案が出てまいりまして、ようやく委員会が開かれる、こういうことになった事態を大変遺憾に思っております。

しかしながら、きょうの参考人の御意見を聞きまして、改めて、野党から提案されている金利の引き下げを核とする問題は極めて重要な国民的な要請である、そのことをかたく信じたところでございまして。

民主党は、この採決までに、ぜひとも施行日を前倒しすること、そしてグレーゾンの撤廃に向けて金利のさらなる引き下げ、借り手と保証人の権利を守るということをききつちりとの国会で確立することが今我々に課せられた使命である、ということ最後に申し添えまして、私の質問を終わらせていただきます。

○北橋委員 この三年後の見直し規定につきまし

ありがとうございました。

○金子委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 今たまたま施行日の話が出ましたので、順番が一番最後からになります。なぜ与党案では来年六月一日という法律案になったのか、改めて御所見を伺いたいです。

○谷口議員 先ほど北橋委員からもございましたように、今回、施行日を来年の六月一日というように決めさせていただきます。

御存じのとおり、出資法の上限金利の引き下げが、四〇・〇〇四％から与党案では二九・二％に引き下げるということでございます。これとともに、貸金業者の行為規制につきましても、保証人に対する書面の交付義務の強化等かなり厳しい内容になっておるところでございます。

貸金業者におきましても、このような大きな制度の変化、変更に伴って相応の準備期間も必要でありましようし、またその他関係者に対する周知期間も必要だということ等々にかんがみまして、制度変更を円滑に実施するために、今回、施行日を約半年先というように決めた次第でございます。

○上田(清)委員 なぜ半年なのかということに関して余りはっきりとした理由がわかりませんでしたが、我々は、選挙だ、解散だといえ、一週間ぐらいでポスターもつくってしまいますし、緊急の場合にはそれぞれ一生懸命やっていくということをやらざるを得ない。

まさにこの商工ローン問題が国民各層に多大な影響を与えている、この委員会でもいろいろな形で与野党ともに課題を取り上げてまいりました。銀行の貸し渋りの問題、ここに端を発している部分が多分にあるだろう。また、警察庁の資料を通じてながら、自殺者が一気に八千五百人ふえてしまった、しかも、推定によれば、その八千五百人のうち六千五百人ぐらいがあるいはこうした経済苦による自殺者ではなからうかという議論も出てまいりました。また、特定の業者による組織的、違法絡みあるいは違法まがいの取り立ての

問題あるいは貸し付けの問題、保証人の問題等々についても、さまざまな形で議論をされてまいりました。

そういう意味でいえば、確かに民主党の一月一日というのがあるいはちょっと過酷なのかもしれないが、しかし、落としどころと云っては大変恐縮ですが、中間的な意味でもっと早めるようなことは修正可能ではないのかというふうに私は思っておりますが、谷口議員におかれましてはいかがお考えでしょうか。

○谷口議員 先ほどお答えいたしましたように、実際の考えまして、それなりの準備期間と周知期間が必要だろうというような観点で与党案を決めたところでございます。上田先生がおっしゃることはよく理解できるわけでございますが、実態的な観点でこれを決めたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○上田(清)委員 この問題は、またざりざりの段階で修正協議をさせていただければと思っております。

それでは、一番問題になっております金利を引き下げる問題。我々は、立法府の責任として、金利を定める法律が二本あるというのはいまだ立法府の怠慢であるというふうな基本的な認識に立つて、グレーゾーンを廃止していくというこの姿勢は大事だと。もちろん我々の案だけが正しいというふうな考え方を一〇〇％持つような傲慢な姿勢はありませんが、しかし、私は、金融監督庁の方

に以前、資料を提供していただいたことがございます。実態的に貸金業の金利は一体どのぐらいなんだというのを資料として提出していただいております。これは、十一月十六日の十二時十四分、ファクスでいただきました。金融監督庁の銀行監督課の第二課ですが、貸金業者の平均貸出金利。

業態別で申し上げますと、消費者無担保貸金業者、いわゆる無担保で貸し金をする、これは、平成元年三月末で三〇・一六、九年三月末で二七・六〇ともちろん下がってきておりまして、これは

九年度のもので、多分十年度はもう少し下がっているとは私は推定しております。

消費者向けの有担保貸金業者、平成元年が一四・二〇、九年三月末が一七・六九、この二つが金利が高いのですが、あるいはまた、消費者向けの住宅向けの貸金業者は六・五二とか四・三一、事業者向けの貸金業者は七・八三、五・九六、その他が九％ぐらいですが、最初に申し上げた、いわば消費者無担保貸金業者の平成元年、あるいは九年三月末でも二七・六〇という現実の実態があります。また、横暴をきわめておる二つの業者においても、実際の金利そのものは二〇％台の前半であります。もちろん、そこに、みなし金利とみなされるような、調査料だ、保証料だ、あるいは保険料だといった、そういうものもろろを入れて三十九％になる。

こういうことも含めて、現実に即した金利がなぜ二九・二なのか。むしろ、現実に即したということであれば、この金融監督庁の資料に見えますように、もう既に九年三月末に二七でやっているじゃないか。あるいは、今はもっと下がっているすよ。こういう実態についてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○相沢議員 おっしゃることはよくわかりますが、先ほども全国の貸金業の代表の方の意見でもお聞きのとおり、四〇・〇〇四％を下げることにしても非常に問題だと。全国三万業者の中の相当部分がこれでは倒れてしまうという御意見もあるわけでありまして。

先ほどおっしゃった九年三月末の貸金業者の平均貸出金利の実態というものは、まさに平均的なものでありまして、あなたも御承知のとおり、大きいところが金利が低い、小さいところは高い、それをつくるようにしてこういう金利になっているわけでありまして。ですから、確かにその点だけから言えば、一番高いところの消費者無担保貸金業者が二七・六％だから、二九・二％程度の引き下げでは何らの規制にはならぬのじゃないかという御意見もあるかと思いますが、しかし、これでも

現在の貸金業にとつては相当厳しい利下げになるということとは先ほどお話もあつたようであります。

そういうようなことを考えまして、やはり余り非現実的な利率でもいけませんし、それからまた、余り下げますと、さっきおっしゃったように、やみに流れるという問題もありますし、同時にまた、それではなかなか貸せないということになって、先ほどお話をいたしましたように、本当にもう月末に落ちる手形をどうしようか、こういうようなときに駆け込み先がなくなってしまうというふうなことも、かえってまずいんじゃないかというふうなことをいろいろ勘案いたしまして、四〇・〇〇四、ですから四〇％というのを、まずは三〇％程度かなと、いろいろ与党の中でも議論しまして、日歩でいうと八銭、ちょうど三〇を少し切った程度というところではないかかなというのがこの案でございます。

○上田(清)委員 貸金業の小倉会長の、三四・六七％であれば業界を維持することができ、そういうお話もございました。

ただ、一方で、まさしく金利を下げることによって倒産リスクを減らすことができる、こういう考え方も可能になってくるわけでありまして。金利が高いがゆえに倒産する、つまり業として非常にロスが多い業になってくるわけでありまして、むしろ金利を下げることで、個人を破産に追い込んだりそういうことをしないことによって逆に利益を上げていく、そういうことによってまさに業界の健全な発展につながっていくというふうに、私はどちらかといえば理解をしております。

もとより、私は、消費者向けの雑誌の中でも、貸金業を初めとする、小口金融に限定したさまざまなニーズを開拓された業界の発展というのでしようか、そういうものに比べて割と高く評価するということを平気でインタビューに答えているぐらいの人間であります。しかし、はっきり言えることは、先ほど申し上げましたように、一般の業種でこうした高金利で本場に運転ができるのか

と。今、相沢先生が言われましたように、短期、短期と言われているが、やはり貸す側が強い。短期で貸してもすぐ、一カ月で返してもらったら困るという部分だってあるんですね、現実には。だから、長く長く貸して金利を稼ぎたい、そういう部分もあります。

そういうことも含めて、いろいろ考えていけば、余りにもこれは金利の高い形で法改正ができてしまふ。私は、現実には、この金融監督庁が加重平均で出した二七・六％、もちろん大手が云々というふうなお話もございしますが、先ほどからお話がありまして、九〇％が中小企業だ、そうした貸付金利の平均値だということであれば、まさにこれは可能な部分でありまして、二九・二であれば、全くこうした消費者や顧客の保護につながるような金利ではない、このように強く申し上げまして、これで意見が合うとは私も思いませんけれども、再度、相沢先生から御意見を賜りたいと思います。

○相沢議員 おっしゃることはよくわかります。確かに、平均してみればそういう金利になっている、また繰り返して済みませんが、
それでも、二九・二でもえらいことだということで、新聞にこのパーセンテージが出ましてから、じやんじかんファクスが入ってくるんですよ。みんな、そんなに下げちゃもう商売にならぬというもの。中には、そんな程度でもって規制したということを言えるかというのがちらほらまじっていますけれどもね。

そこで、私は、確かにその四〇％というのがあるから実際に貸すときには借りるときにも高い金利になるという、その現実是否定いたしません。ですからこそ、やはりその上限を三〇％程度に、二九・二％ですけれども、下げれば、現実には実際の金利もそこで下がってくる。そこは確かに借り手にとってはプラスになることですから、そこはやりたい。ただし、繰り返しになるようで恐縮ですけれども、零細な貸金業者がばたきたいっていいかという、それも言えない。その辺の

ところを考える必要がある。

それからもう一つ。クレジットカードにいたしましても、それからリース、そういうものも大体二七・八％ですね、中には三二％というふうなものもあるんですが、これはまた貸金業の中で相当大きなウエイトを占めている分野なんですね。そういうこともやはり考えなくちゃならぬのじゃないか。

ですから、二九・二というのは、私は、ある業界にはかなり厳しいし、あるところではそう影響ないかもしれないが、しかしこの辺のところがいいところじゃないかなというふうに思っているであります。

○上田(清)委員 私は、かつて新自由クラブという政党の政策スタッフをやっておりましたときに、五十八年当時のサラ金の新自由クラブ案の綱をつくった人間の一人でありまして、その当時のこともよく覚えております。当時、各党それぞれの案を出してまいりました。私も、たしか五四・七五だったというふうな気がいたします。共産党が三〇ぐらいだったから。そんな感じで、結果的には七〇、五〇、四〇という形で段階的な引き下げを実現した経緯がございします。

そのときも、実は、これじゃやっていけない、とんでもないということ、当時既に七〇・〇ぐらいが一般的であったのですが、七〇でやっていけないという議論を業界の方から伺っておりまして。そして、ばたばた倒れると。しかし、現実にはその後、五十八年以降、五十八年の三月末が登録業者一万九千だったのですが、次の八四年三月末には四万五千で一気にふえておりまして、ピークの九一年一〇月末には四万七千。倒産するどころか、逆にふえてきたという経緯があります。

それは、やはりサラ金の場合、五十万という貸し付けの総額をきちんと決めて、過重負担にならないようないわば知恵を出した。知恵を出すことによって業界が健全な発展をしてきた。だから、登録業者もふえた。もちろん、その後減って

きている傾向はあります。私は、そういう知恵をまさに国会は出すべきだというふうに考えているわけでありまして。

先ほど少しやみ金融の話も出ました。当時もそんなことを言っておりました。何か、規制するとかやみ金融がふえる、倒れる、こんなお話ばかりが先行するところがあるんですが、このやみ金融の部分にはまさに警察の問題であって、それは取り締まれば済む話でありまして、我々がそこを心配して法を緩めるようなことがあってはいけません。私はそんなふうには思いません。

さらに、先ほどお話が出ましたが、顧客、つまり消費者が、どういふ形であれば本当に業としてなじんでいくのか。先ほど木村参考人が言われた。私たちの身内に、今の金利で、あるいは今の商工ローンで、業として立派だからだんだんやれよというふうなことが言えるのでしょうか。私は率直に、そうは思いません。むしろ、ある程度金利を下げて、そして業種として拡大してもらいたいと思っております。

国民金融公庫などは、受け付けてから具体的な審理があるまで、平均で二十六日かかります。それからお金がおりるまで、また一週間や三日かかります。そうすると、お金を借りることに關して、申し入れてから出るまで一カ月近くかかる。であれば、信用情報も発達した今日、業界の皆様方がしつかり、短い期間で国金などの二倍とかそのらの金利で、あるいは私どもの案でも三倍ぐらいの金利で可能なわけですから、そういう形で勝負をすれば、これはまさに業界としても発展できるはずだと私は強く思っているわけでありまして、から、ぜひ与党におかれましては、実態的にもこの貸出金利の現状においても、それから、当時の調達金利と比べて今日の調達金利が極めて低くなっているという現実も、あわせて提案者の皆様方にも申し上げたいんです。

消費者向けの無担保の金融業に關して、平成九年度末で、これはもちろんいろいろありますが、三千万未満の金融業であります。これは六・七

八、一千億以上は三・四〇、こういう消費者向けの無担保金融業の調達金利の現状を、金融監督庁から資料として私にいただいております。事業者向けの金融業に關しては、三千万から一億未満の部分が八・一一、それから一千億以上のものが一・八二。これは五十八年当時、あるいはそれ以前はこの倍ですよ、調達金利が。そのことも考えれば、私は決して不可能なことを民主党が言っているというふうには思っておりません。むしろ、現状にあって、零細あるいは中小の貸金業の皆様方には、御迷惑な部分もあるのかもしれないが、ぜひその苦難を乗り越えて、さらに業界として発展していただきたいというふうな考え方を持っております。どうぞ、そのことも含めて御理解を賜りたいと思います。

次に、質問をさせていただきます。
先ほど相沢委員から、そんなに下げてもうするんだとどんどんファクスが入ってきたと言われますが、私どもの方には、貸金業界から全く入ってきません。一枚も入ってきません。先日、正式に小倉会長から私どもの党幹事長に要請がありまして、私も同席させていただきました。一週間前の話であります。

我々はここの六月に出資法の改正案を出しております。また、八月二十四日には、特に日菜と商工ファンドに關してはトラブルが多過ぎるというところを実態的に把握した結果を持って、金融監督庁に現状の認識について正しい認識ができていくかどうかをただす形で申し入れも行ってあります。

具体的に、与党として貸金業協会の皆さんからどのような形で御要請を受けられたのか、どのようなことを中心に実態を申し入れられたのか、そのことによってどんな影響を受けられたのか、お話をしたいだけありがたいと思います。

○相沢議員 商工ローンの問題は、私が申し上げるまでもなく、主として貸金業の取り立ての厳しさというか残酷さというか、そういうようなことから問題としては大きく取り上げられてきている

わけでありすが、同時に、先ほどからあなたが
おっしゃる通りに、四〇％という金利は高
過ぎるじゃないかという事は当然あると思っ
てます。

ただ、借り方からしてみれば、せつぱ詰ま
ったときに、月末に手形を落とさねばならぬが、一
週間前になって銀行へ行つたて貸してくれない
というときに駆け込む先としては、当然そうい
うところになる。金利などは問題じゃない、とにか
く貸してもらえればいいという気持ちにもなる
と思う、そこにまた貸す方が便乗するというこ
も私はあろうと思うんです。でありますので、や
はり四〇％という金利を下げることに、これは刑
事罰の世界ですから、厳しいんですから、やみ
に下げることは私も申しません、これはどうい
うに下げていく問題かもしれませんから申し
ませんが、そこを下げておけば、実際にやはり金
利は下がるんだらうと思うんです。

それから、実態的な問題としても、今あなたが
おっしゃる通りに、五十八年当時、ちょっと私
も正確に覚えていませんけれども、市中の金利と
しても八％、九％、商工中金あたりでもそのぐ
らゐで貸していたんじゃないでしょうか。それは
今、長期プライムが二・二％、国債の十年物の表
面金利が一・八、それから公定歩合も〇・五に
なっている。都銀の短プラも一・三七五、そう
いうところまで下がっていますから、すべての貸金
業者が同じように調達面において低金利の利益を
得ているとは思いませんけれども、しかしなが
ら、調達金利が安くなっていることは事実であ
らうと思うんです。ですから、それがどの程度安
くなっているかということになると、これはまた同
じ貸金業の中でもいろいろと差があるかと思
います。

いずれにしても、全体として見れば下がって
いるということを前提として考えれば、確かに四〇
から三〇に下げることは厳しいかも知れぬけ
れども、そこはひとつ我慢をしてやっていただ
けなければならぬラインじゃないか。私も与党三

でもそうでありまして、また私は、自民党の金融
問題調査会でも、業界、たしか七団体あったか
と思ひますが、それぞれ代表の方においでいた
きまして、業界の実態についての話も詳細に承
つたわけでありまして、そういうことを基礎とし
て、日歩八銭というラインに最終的には落ちつ
けたということでございます。

○上田(清)委員 相沢議員にお伺いしますが、各
業界から詳しく実態の把握をされたということ
ですが、今私は調達金利の平均値を申し上げま
した。私たちも実態を把握する努力をしております
が、何か今の答弁だと、余り把握されたような言
い方をされませんでしたけれども、本当にされた
んでしょいか、調達金利が具体的にどのくらい
規模はどのくらいで云々というふうなのは、

それから、いわゆる一週間あるいは一カ月とい
うときに、非常に金利が高くてこれはやむを得
ない、一カ月後に間違いなく大きなお金が入る仕
組みになっていて、しかし銀行ではさつと出てこ
ない、あるいは政府系金融機関でも出てこない、
だから非常にこれは便利だ、それもよくわかりま
す。では、この一カ月の短期で、つなぎ資金とし
て、どのくらい貸金業者がシェアを占めているの
でしようか。そういう実態は把握されたものでし
ょうか。もしされているんだらう、その実態につ
いて御教示ください。

○相沢議員 私どもは、貸金業の中に入っている
各分野の方々の代表の人にお話を承りました。
先ほどあなたもおっしゃったとおり、それぞれ
の業界において非常に差がございます。一番問題
は、いわゆるという言葉を使うといけませんけれ
ども、いわゆる貸金業の関係でありまして、これ
は必ずしも実態をよく把握できていない面もある
のです。大体どのくらいだろかという、総体
の資金量でいっても一兆五千億とか二兆とか言
われているのですけれども、必ずしもその辺は明瞭
ではございません。

したがって、では実際にその人たちがどれ
くらいで貸しているかという、例えば、名前を

挙げていかどうか知りませんが、神奈川県
の貸金業でしたか、その資料を見ますと、実態
としてはほとんど四〇％に張りついているので
す。恐らくそうなのかなというふうに思ってい
ますが、それにしても、それでは今四〇％を二九・
二にしたら全部がいかれてしまうということでは
ないと思ひますし、さつきもあなたが申し上げ
るように、一九・五から今の金利に下げたとき
も、それなりに対応が行われたんじゃないかとい
うこと、これまた私は事実だろかというふうに思
います。

ですから、二九・二に対応しての貸金業として
のこれからの行動というものを期待したいとい
うふうに思っているものであります。

○上田(清)委員 いまじくも相沢議員の方から、
金利が四〇・〇四というところで、それ以下であ
れば刑事罰が加わらないということですから、ま
さにそこで張りついてしまふのです、営業努力
とは関係なく、だからこそ私たちはそれを問題に
しているわけでありまして、私が聞きたかったの
は、一カ月なんかの短期のつなぎに非常に便利
だ、その意見も私も同調する部分はあります。だ
から、どのくらいそれが本当にあったのか、その
点については与党できちんと確認をされたので
しょうか。あるいは、先ほど申しましたように、
業態別のいわゆる調達金利というものを確認さ
れたのでしょいか。ちょっと疑念があります。

○相沢議員 その点につきましては、私も金融監
督庁に聞いてみたならば、総体としていわゆる貸金
業がどのくらい貸し付けになっているのか、例
えば大手の三社については大体わかるのですけ
れども、あとはなかなかわからないというのが実
態のようです。三万もありませんから。

それで、金利に關しての調査というものをそれ
ぞれ監督庁としてはやっていないというふう
に聞いているのです。ですから、我々としては、や
り業界の方々のおっしゃる数字というのを一応判
断の材料として考えるしかないんじゃないかとい
うふうに思っております。

○上田(清)委員 それはおかしいですね。先ほど
私が申し上げましたように、金融監督庁では平均
の貸出金利は資料として出しておりますし、調達
金利も出しております。調達金利などは細かく、
十段階に分けて資料を提供しております。

委員長 小倉会長にも質問してよろしいので
しょうか。

○金子委員長 では、その前に今の件について
相沢君。

○相沢議員 確かに、これは私も拝見してい
ます。ただこれは、いかがですか、この問題では余
り参考になりませんね。

とにかく、一億円未満からがこうだ、それから
一億から五億がこうだ、五百億円以上がこうだ、
平均して三〇・七一、こういうことでしょうか。そ
の中で、経営の規模別に貸金業が一体どの程度の
金利で実際貸しているのだらうかということにつ
いては、これだけではちょっと判断がつかない面
があるのです。余りにもくくりが過ぎるの
です。五百億以上なんというのは、今問題と
なっているところには、この二九・二とかなん
かという金利は該当するような、それはさすが
くような問題じゃない。

というふうなところがありますので、それはも
うちょっと詳しく全部細かく調べてやれとお
っしゃればそうなんですけれども、当面の問題とし
ては、やはり業界の方々の御意見等も参酌をし
て決めるということもやむを得ないかなと思つて
いたのであります。

○上田(清)委員 調達金利に關してはかなり細
かく出ておりますので、ぜひその資料も相沢議員
の方には見ていただきたいというふうに私は思
っております。

会長、恐縮ですが、先ほど期間について、それ
もまた業態別というよりも、資本別とかで相当差
があるかも知れませんが、うまい統計があるかど
うかちょっと私もわかりませんが、貸付期間、こ
れの平均値みたいなものは出ておりませんか。
○小倉参考人 貸し付けの期間については今資料

を持っておりませんけれども、今上田先生のおっしゃった調達金利については、ことしの九月に神奈川県が調査したのがございますけれども、七%から八%というのが調達金利でございます。

○上田(清)委員 今会長の方からも言われましたように、多分につなぎ資金でワンポイントで、非常に重要なんだということを強調されている割には、与党におかれましては一番強調されている部分がどうもあやふやだ、十分資料の把握ができてないという感じを私は印象深く感じます。

今小倉会長から言われた分に關しても、私が出している金融監督庁からいただいたというのは、監督庁が調べたというよりも、監督庁が東京都の貸金業協会からいただいた資料が今使って、調達金利が三千万以下だとか、あるいは百億以上云々という先ほど使った資料は、東京都貸金業協会の資料だということをつけ加えていただきたいと思います。

○相沢議員 そのおっしゃる東京都の貸金業白書ですか、その資料は私も持っています。ただ、これは調達金利だけの話なのです。そこから先がわからないのです。実際に貸金業を営むに關してのコストは、それは普通の銀行なんかよりは確かに手間もかかるし、また貸し倒れも大きいし、ですからリスクは高いと私は思うのです。コストは高いと思うのです。ですから、そういうものの実態をやよりもちょっと調べてみなければならぬというふうに私は思っておりますけれども、ここにございますのは東京都の白書によるところの調達金利でありまして、それは私も承知いたしております。

○上田(清)委員 どちらにしても、貸金業の皆さんの高利でもやむなしという部分に關して期間を相当強調されておられる以上は、そうした点に關しての裏づけをぜひ与党の方で提示すべきではなかったのかなと私は思っております。

それから、質問をさせていただきますが、過剰貸し付けの禁止、これについて我々の案は行政処

分の対象にしておりますが、与党案は自主規制で対応ということを出されております。この点について、なぜ禁止をして行政処分なりを考えておられないのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木(淑)議員 お答えいたします。上田委員は御承知のとおりだと思いますが、貸金業規制法第十三条では、「貸金業者は、一、中略しますが、その者の返済能力を超える」と認められる貸付けの契約を締結してはならない。」「精神規定みたいな形で書いてあるわけですね。それが、御指摘のように、行政処分や刑罰の対象になつてない。民主党さんの案は、これを行政処分にしよ

うというわけですね。ところが、さっき安倍委員の質問に岡田議員がお答えになっておられました。これは野党案では法律の中に書き込んであるわけではなくて、省令にゆだねられているわけですね。

これは実は、そう言つては大変失礼ですが、裁量行政を一貫して批判してこられた民主党さんの案にしては、判断基準、どういふものが過剰融資かという法的な要件の構成をいわば官僚に白紙委任しちやうしている。私は、これはまさに裁量行政に逆戻りの態度だと思つて驚いているんです。

ですから、私はそこで民主党さんらしくらぬことだと思つたけれども、その理由はある程度推測がつくんですよ。それは、過剰融資の定義を法律の構成要件として組み立てるぐらゐ難しいことではないんですよ。これは消費者ローンならまだいいんです。定型的な消費者ローンなら。しかし、事業資金の貸し出しについて、しかも無担保で貸すわけですね、過剰融資の法律要件を構成してみよと言われたら、これはえらいことですよ。不可能です。

だって、考えていただければわかると思いますけれども、大体、貸し付け相手の事業内容は過去においてどうであつた、現状はどうであるだけじゃありません。将来どうなるだろうかということを考えなきゃいけません。その業界の競争状

態はどうだろうということも考えなきゃいけません。さらに、その業界だけじゃいけないんです。日本経済、マクロ的にこの先どうなるだろうぐらゐまで考えなきゃいけません。その上で、さあこの経営者はどのぐらゐの資質を持っているんだらうか、大丈夫だろうかとどこまでやる。つまり、金融業における審査そのものなんです。これはアートの近いぐらゐ、金融業の一番大事なところなんです。だから、逆に言つて、法律に書き込むような構成要件をつくつてみると言われ

たら、事実上不可能なんです。でも、事実上不可能だからといってそれを官僚に任せちやうというのは、私はこれはちよつとどうかなというふうに思うんですよ。だから、私も、法律要件として構成することは不可能だけれども、いろいろな行政指導などで、過剰介入にならない範囲ではいろいろ指導しなきゃいけないというふうには考えているわけです。

ですから、御承知かと思いますが、全国貸金業協会連合会で自主規制の基準を示して、過剰融資にならないようにという指導をしていますし、それから金融監督庁も……(発言する者あり) ○金子委員長 鈴木議員、簡潔に答弁してください。

○鈴木(淑)議員 はい。私のポイントはおわかりになりましたでしょうか。不可能なんです。それを行政に任せちやういけません。

○上田(清)委員 私が日ごろから尊敬する鈴木先生とは思われない御答弁でしたので、大変残念に思つております。

過剰貸し付けというものの対する禁止事項ですから、まさに過剰貸し付けをする人だけを押しさえればいいのであつて、適正に事業をやっている人たちを押さえるような法律でも何でもありますし、いみじくもちよつと場内からお話が出ましたように、私も、私もは官僚にすべてゆだねるつもりもありません。

政府を構成しているのは、いわば議院内閣制の中に於いて議員であります。国民から選ばれた国会議員が政府を構成しております。したがつて、私もどがつくるんです。もちろんイメージはあります。イメージがあるだけで、それを細かく詰めていく作業が今日までできなかったから法律の構成要件にはしてありませんが、例えば、売り上げ以上に貸し付けをされて返せるわけがないというのはいまの当り前のことですね。

そういう最小限度の具体的なイメージは幾つかありますけれども、しかし、まさにこれは幅広く、貸金業界の皆さんたちもガイドラインをつくつておられますから、そういうガイドラインも踏まえてきちつと省令に入れて、その上で行政罰をすることによつて、私もここで言つたじゃないですか、切り返し、特殊な用語でありますけれども、業界第一位の、貸金業協会の前会長のその事業会社で過剰貸し付けを一生懸命やっていたじゃないですか。そういうことはもう業務停止ぐらいにした方が世のため、人のためというふうな考え方がむしろいいんじゃないでしょうか。再度お願いいたします。

○鈴木(淑)議員 上田委員のお言葉とも思えます。大体、売上高以上に貸せるわけじゃないでしょう。簡単に言っているけれども、そんなことないんですよ。期間が長ければ貸せます。そんな単純な話じゃないんですよ、過剰かどうかの判定というのは。

個人ならまだいいですよ。現に、金融監督庁のガイドラインの中にこういうのがあつて、一、概に判定するのは困難なんだけれども、簡易な審査だけでやるとすれば、これはやはり五十万が上限かなとか、あるいは年収の一〇%かなとか。これは、個人ならこんなこと言えますが、事業について、そんな単純なことは言えないんですよ。

だから、私も、過剰融資はしちやういけないという精神規定に加えてさまざまな形の行為規制をかけて、それに違反したときの罰則の強化をしています。だけれども、これが過剰融資だなどという定義を法律に入れることは不可能だということとを繰り返して申し上げます。(発言する者あり)

○上田(清)委員　すぐ私が言おうとするのを仙谷さんが先に言っちゃうんですが、自主規制でもそれと同じことはできないというふうに私は思います、そういう意味でいけば、だから、文字どおり英知を結集して出すことも可能だ、私はそんなふうに思っております。

これは、ちょっとなかなかみ合わない部分がありますので、次に進ませてもらいます。

私どもの案では、日賦貸金業者や電話担保金融業者の存在意義について、もう時代おくれではないのか、時代おくれというよりも現況に合わないのか、時代おくれとか、こういう認識を持っておりません。与党案ではそのままだと認めておりますが、年一〇九・五というのには余りにも高過ぎないか。こういう部分についてはどのようにお考えになっておられるのか。

○鈴木(憲)議員　日賦貸金業者あるいは電話担保の貸金業者の実態は、上田委員ももう十分御存じのことだと思えますが、両者とも、非常に厳しい条件のもとでこの金利の特例を受けるということが決められておるわけですね。日賦貸金業者の場合の条件というのは、例えば貸し付けの相手は従業員数が五人以下の小規模企業です、返済期間は百日以上です、しかも、その返済期間の百分の七十以上の日数にわたって一々返済金を取りに行かなきゃいけませんよとか、それから、この日賦貸金業者以外の貸し金業務を行ってはいけませんよなどという物すごい制約がつけられているんですね。だから、全国に約二千社しかないと言われているんです。それで、この貸出残高は、平均一社四千八百万程度の本当の小規模ですわ。だから、二千倍してみると九百六十億円。非常に限られた業務分野だと思えますね。

今のところ、格別トラブルの話は出ていませんし、それから、実際問題として、こういう業務ですから、もちろんリスクプラス集金や何かのコストが非常にかかるわけですね。だから、私どもは、これはこのまま置いておこうという判断をいたしました。

電話担保業者についても今のような調子で言うのと長くなっちゃうから省略しますが、やはり、金利の特例を受けるための条件というのは相当厳しいですね。第一、お金、たったの六万八千円しか貸しちゃいけない。それで、これも二人ぐらゐの業者しかいませんわ。しかも、事業協同組合を組まなきゃ質権設定ができないというもう一つ厳しい条件がかかってたりしています。ですから、私ども、特にトラブルもないし、非常にニッチなところをねらった特殊な貸金業者なので、そのまま置いてあるわけです。

今度の場合は、もう一つ申しますと、商工ローンの問題に端を発して、大急ぎで法改正をしようということもありますから、こういう格別問題の起きていない非常に特殊な小さなところは置いておいたということでございます。

○上田(清)委員　ぜひ法全体の体系からして、異常な金利というのは是正されるべきだということだと思えますので、与党におかれましてはぜひ御配慮を賜りたいというふうに思っております。それから、いわゆる根保証の悪用という形で大変問題になっております。被害者弁護団の方にあります。金利以上にこの問題が大きい。既にこの委員会でも、さまざまな形でいろいろな議論が出てまいりました。最大十一人の保証人がいたというふうな事例もございました。しかも、大分地裁の事例なんかを見ても、肝心の業界の支店長自身が、まともに保証人になれと言ってもなるわけないよ、したがって、ぼかして説明をして、それで保証人になってもらうのだ、こんなことを実は裁判所の中で宣誓した上で証言をされた経緯のことなどが生々しく、資料として私が提出した記憶がございますが、そういうことを思えば、与党案について、これで本当に根保証の悪用について実効性のある形がとれるのだろうかという疑念がございます。この点について御答弁を賜りたいと思えます。

○石原議員　上田委員にお答えいたします。まさに、ここは与野党とも問題点の共有という

部分では一緒ではないかと思えます。今回のいわゆる商工ローン問題、債務者の方が保証人の方に黙って根保証額まで借りていて、借りた方がいなくなってしまうと、保証人の方が追っかけ回される。

それともう一つ、今回の商工ローンの問題で大きな点は、個社の名前を出してしましますけれども、日栄が、子会社の日本信用保証でございまして、ここに保証業者が本体の方に弁済をしてしまつて、求償権に基づいて取り立てをして、その取り立てをする人が、目玉を出せとか腎臓を出せとか非常に悪質な取り立てを行う。この部分について、実はこれまで保証業者に対しての刑事罰というものもなかったわけですし、適及して親会社の貸金業者の方にも手が至らない。ここがやはり今回の大きな問題であると私どもも認識しているわけでありまして。

今委員御指摘いただきました根保証の悪用の問題について、実効性があるのかという御質問だと思っております。私どもが配付をさせていただいております要綱でも、法律の改正案でも、十七条を見ただけならば、専門家である委員の方はもう実は全部わかっていらっしゃると思うのですが、若干話させていただきますと、保証人の方に対して、契約内容を説明する書面を事前に交付する義務や、さらに、根保証契約における、保証人の方々に黙ってやらないで、限度額に近づいていくような形でやったら、その都度通知の義務を課するというようなことを行いまして、保証人の方がその事実を知ることによりまして、債務者の追加借入というものを抑制する効果というものが十分あるのではないかと我々は考えているわけでございます。

さらに、もう一つだけ答弁をさせていただきますと、これまでこの義務規定に違反した貸金業者に対しては、もちろん、三十六条ののとおりまして、業務停止命令を、行政処分を行うことができるようにするとともに、刑事罰の罰金をかな

り高めておりますので、この部分で、今委員御指摘いただいた問題の大部分は解決することができるとは思いますが、考えている次第でございます。

○上田(清)委員　実はこの点については、私どもの案と与党案と共通している部分の一番多いところでございます。

特に与党案では、保証会社に対して広範に規制をされる、いわば本体に処分をされるという大変画期的な案を出されておまして、私どもは、そこまで可能なかどうかという点についていろいろ議論したのですが、別法人の場合とかはいかにかなというふうなところで、若干その辺の踏み込みが弱い部分がありまして、この部分に関しては、まさに与党案の方がより踏み込んでおられる。取り立て行為の規制に關してこういう形をすれば、いわば保証会社というのでしょいか、そういったところのバックにあるところまで押さえることができる。私も、そこところは正しく評価させていただきたいと思えます。(発言する者あり) いや、一つぐらい褒めなさい。

それで最後に、私は、あと一つちょっと議論をしたいことがあります。今こうしてやりとりをしておいて、せっかく参考人の方に来ていただきましたので、木村参考人と小倉参考人に、二十九分まで私の持ち時間があつたが、安倍委員長が少しオーバーしましたから、二、三分ぐらい委員長計らいで何とかかなと思えますので、五分ずつぐらいで話をさせていただいて、私も最後に少しまとめをさせていただければ大変ありがたいと思えますので、委員長の御了解をいただきたい。

○金子委員長　どちらからいきますか。

○上田(清)委員　では、木村参考人から。

○金子委員長　木村参考人、小倉参考人、それでは、五分以内ずつで御所見を。

○木村参考人　時間をいただきましたので、今まで先生方の議論を聞いていまして、気づいた点をお話したいと思えます。

先ほど日賦貸金業が、あるいは電話担保金融

が、ごく少額の、そして少数の企業によって営まれていたので、今回の改正については見送る、こういうふうなお話でしたけれども、実は、出資法の金利が四〇・〇〇％に引き下げられて以降、九州方面で日掛け貸金業者が急増しています。これは明らかに四〇・〇〇％ではまだもうけが少ないということで、日掛け金融一〇九・五％の専業の届け出をして、この四〇・〇〇％の金利規制を脱法するというをやっているというふうな考えられます。

特にこの日掛け金融は、先ほど御指摘のようにさまざまな要件が定められていますけれども、この要件は借り主はほとんど知りませんから、日掛け金融という名のもとに、全くその要件を無視してでも一〇・九・五％の金利を徴求する。そして、零細な事業者に対して毎日のように厳しい取り立てをして悲惨な追い込みをかける。あるいは、借り主のところは百日のうち七十日以上取り立てに行く。こういうことが、結果的には借り主の営業を妨害したり、あるいは脅迫的な取り立てになったりして、被害者たちを追いつめていくという事実があります。

そういう意味では、この日掛け金融は、今回の改正でも、ぜひとも、これはもうなくす、こういうふうに書けば簡単なのですが、やっていただきたいと思ひますし、電話担保金融についても、現実には六万円ということの電話担保、あるいは、さまざまな組合云々ということになっていますけれども、現実には三十万円まで貸したりして、電話担保金融の要件を潜脱しているけれども、債務者、借り主はほとんどこの事実を知らないということの中で五三％の金利が徴求されているという事実がありますので、その辺は見過ごさずに、きめ細かく対応していただきたい、こういうふうに思います。

それから、いろいろ金利についてのお話がありました。特に商工ローン、消費者金融などにおいては、金利における自由競争というふうなものは存在しないということは先ほどもお話をさせて

いただいたとおりであります。借り主は、窮迫すれば窮迫するほど高利にやむなく手を出さざるを得ない、こういうことになっています。

もう一つつけ加えるならば、先ほどから金種を余りに引き下げると結果的に中小零細事業者は銀行から断られる、それから、商工ローンが貸さなくなれば借りられないじゃないかというふうなお話がありましたが、結果的に借りても、保証人を巻き込んで悲惨な倒産に至るといのが現実でありますから、この現場の実情を考えれば、そういう金融はなくてもいい。借りられなければ、そこで自営業者たちは廃業するなり、あるいは自己破産をするなり考える。周りの多くの者を巻き込んで、そして結果的に同じ結論に至るといふことであるならば、それはもう中小零細事業者たちはそこで借りられなくてもいい、それで自主廃業を考えればいいんだ、こういうふうに考えています。

○小倉参考人 それでは、まず、やみ金融業者のことでございますけれども、実態が、これはCL Aというサークルが調べたわけでございますけれども、神田駅周辺だけで、正業者が六十七社、やみ金融業者が約二百五十社あるということで、正業者よりやみ金融業者の方が多いわけですね。このデータを全部CL Aのサークルで調査をして、一応ございます。それが一応実態でございます。

それから、御存じのとおり、出資法が四〇・〇〇四％に下がったのは平成三年だと思ひます。平成二年までは破産者が一万一千二百七十三件だったのでございますけれども、それが平成三年からどんどんふえてまいりまして、平成三年が二万三千千ということで約倍になりまして、御存じのとおり、それからずっと毎年のように増加しておるといふことでございますので、出資法を単に下げれば破産者が減るということではないと思ひます。

前回の出資法の引き下げから、破産者が非常に多くなっている。結局、出資法が下がりますと、貸し付けの金額が非常に、今まで十万貸したのが二十万になるとかいうようなことで、額がどんど

んふえていきますし、余りいい結果が出ないのではないかなというような感じを持ちます。

それから、あとは施行日でございますけれども、先ほども申し上げましたが、施行日は、前回の出資法の改正のときには八年にわたって段階的に下げたわけでございますけれども、この引き下げの施行日のできる限り、ある程度の猶予期間をお願いしたいということ。

も、電話金融の場合には、質権者の資格といふものが、あくまでも金融業者個人には許しておりません。銀行とか信用金庫とか事業協同組合まで認可しておるわけでございます。事業協同組合じゃないと質権者の資格がございません。四十七都道府県で電話担保金融もやっておりますけれども、昭和三十三年から実施しておりますが、事故などが一件もなく、逆に質権者の方が、今は未納料金を譲受者が受けるということで通信法が何かで決まっておりますので、むしろ被害になつておるのが非常に多い。

それと、実際に今現在、平成五年度でも七十八万件も質権が行われておるということでございます。平成五年からでございますけれども、大体平均七十万から八十万近い件数がN T Tの方の調査でも設定しておるわけでございます。

電話の質権については、そういうことで、個人がやっていないということと、政令で六万八千円までということと決定されておりますので、事故がないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○木村参考人　ちょっとさっき上がっていて忘れてしまったのですが、過剰融資という問題についての規制ができるかどうかという議論がありました。

これは、先ほどもありましたように、消費者金融については債務者の年収の二割以内もしくは五十万以内という規制があつて、確かにこれがすべてではないと思いますが、これが一応一つの基準として生きているという感じがします。

そういう意味で、この商工ローンについても一つの基準を決めるということであれば、それは、企業規模であるとか売り上げであるとかというふうなところと、貸し主が借り主に対して貸し付けける貸出金利との関係で、その企業がどれだけ短期間の金利負担に耐え得るかというふうなところを考えば、ある程度過剰融資というものの基準をつくることはできるのではないかと考えています。

それで、業界の自主基準というふうなことで自主的に規制していくというお話がありますけれども、私たちは、この貸し金業界の業務実態について過去二十年以上ずっと見てきましたけれども、自主基準とか自主規制とかいうふうなものも、自主基準としてあるいは自主規制としての効果的機能がするような業界ではないわけです。

これは、先ほども言いましたように、この業界に出入りする業者が非常に激しく変動しますので、そういう人たちは、もう三年もたてば、過去の自主規制がどうだったのかとか、協会の指導がどうだったのかというふうなことを全く知らないままに好き放題に営業するという実態があつて、こういう自主規制というふうなのは、マスコミが批判をしているときには守るかもしれませんが、のど元過ぎればすぐに好き放題に営業するというのが、実態があるというのがこの業界の体質ではないかと思ひます。

それから、現在、日榮などの日本信用保証という保証会社の保証料が、いろいろな金利に上乘せられて三五％から四〇％近い金利になっているという問題がありますが、今回の改正では、この保証料の問題が全く触れられていません。(発言する者あり) 保証料もみなし利息の中に入るのでしうか。(上田(清)委員「与野党、入っています」と呼ぶ) はい、わかりました。では、訂正をしませう。

もう一つ、先ほど、与党案では根保証の場合に通知義務を課して文書で通知する、保証人に対してこれだけ追加融資をしたよという通知をすることとを義務づけているので、そうなったときに保証

人は主たる債務者のところに飛んでいって、これ以上借りてくれるな、こういうふうなことで規制ができるんだというお話がありました。これは実務と全くかけ離れています。

大体、こういう場合に主たる債務者は、苦し紛れに保証人の根保証の限度の範囲内借りまくって、結局は倒産して逃げる、あるいは不渡りを出して行方不明になる、こういうことであります。保証人が何ほ急いでストップをかけようとしても、借りられる範囲で苦し紛れに借りて、手形の決済あるいは資金繰りに回すという実情がありますから、こういうふうな場合には保証人が資金業者に向かって解約権を保証する、こういうふうなことでなければこの効果はない、こういうふうな思いです。解約権というのは、少なくともその時点まで融資している分については保証義務を負うけれども、それ以後の分については負わない、そういう趣旨の解約権を保証しなければこの効果が担保できない、こういうふうな思っています。

○金子委員長 木村参考人、申しわけございません、質疑時間が過ぎておりますので。

○木村参考人 はい、終わります。

○金子委員長 最後に、上田君。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

時間が過ぎましたので終わりますが、与党案の中にもいいものがあり、また私どもの中にもいいものがあり、できるだけこの審議が終わるまでに修正協議が成ることが、国民の要望ではないかと私は思っておりますので、与党におかれましては、ぜひとも修正協議を成立させることについて御理解を賜りますようお願い申し上げます、終わります。

ありがとうございます。

○金子委員長 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 公明党・改革クラブの石井啓一でございます。

私の質問のときは、参考人の方には御質問申し上げませんので、どうぞごゆっくりなさっていたら結構でございます。あと、与党の提出者の

方々にも私は質問いたしませんので、適宜にしていただいて結構でございます。

それではまず、私の方は、政府の方に何か見解等を確認したいと存じます。

まず、今回の商工ローン問題の背景に、先ほどから自由党の安倍先生も御指摘ございましたが、貸し渋りの問題がございます。中小企業への貸し出しの増加、特に、公的資本を受け入れた銀行、これは経営健全化計画等において、中小企業への貸し出しを増加する、こういうことが公的資金注入に当たってのいわば約束になっているわけでございますけれども、ここについてどう指導しているのか、こういうことでございます。

昨日、金融再生委員会では、ことしの三月に公的資金で資本注入した大手銀行など十五行の中小企業向け貸し出し状況をおまとめになったようでございますけれども、そのまとめた状況を見てみますと、本来、十五行は、ことしの三月末から来年三月末までの一年間の間に中小企業向け貸し出しを合計で約三兆円近くふやすことを約束しているわけでございますが、この九月末までの状況を見ますと、目標に対して六千八百七十三億円にこれがとどまっております。目標達成率が二三％、こういう状況になっております。ただ、これは一律な状況ではないようであります。ただ、十五行のうち、もう増加目標額を達成している銀行もあるようです。達成するどころか、ことしの三月末と比べてかえって減少している銀行も幾つかある、こういう状況でございます。

私も、公的資金を注入した銀行についてはその経営健全化計画をやはりきちんと守っていたかどうかというの当然であろうというふうに考えます。まだ半年間の状況でございますので、あと半年間の猶予はあるわけでございますが、現在二三％にとどまっている状況を考えますと、果たしていかげんのか、今後の状況について大変懸念をされるわけでございます。この点について、特に金融再生委員会もしっかり指導をされるというふうには思っておりますが、どういうふうにお

やりになるのか伺いたいと思います。

そのとき、従来から、貸出枠の増加ということ、額については随分議論が出るわけでございますけれども、額の議論と同時に貸出件数の方も、これはぜひ注目をしていただきたいといえます。チェックをしていただきたいと私は思います。というのは、額ということになりますと、優良な中小企業にどんどん貸す、それで、そうでないところには余り貸さない。要は、特定の中小企業にどんどん貸せば、額自体は満たせる、こういうことにもなりますが、しかしこれは、中小企業への貸出枠をふやそうというのはそういう趣旨ではなくて、中小企業全般にわたって貸し出しを増加するということが本来の趣旨であろうと私は思いますので、額の増加と同時に件数の増加というのもしきんとやっていただきたい。この点についてまず政府の見解を伺いたいと思います。

〔委員長退席、渡辺(喜)委員長代理着席〕

○森政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、資本注入につきましましては、経営健全化計画の中に、中小企業向け貸し出しの額を増加させる、かつ四月一日からその次の年の三月末までの一年間の増加計画を出すということ、早期健全化法五条及びそれに基づく金融再生委員会告示第一号で決めております。

そして昨日、先生御指摘のとおり、中小企業向け貸し出しにつきましては特に国会あるいは世論からの注目が強いということにかんがみまして、経営健全化計画全体の履行状況の公表に先立ちまして、これだけを先に報告徴求をかねまして、公表させていただきます。その公表の結果につきましては、先生まさに正しく御指摘をされたような点が特徴でございます。やや残念な数字にとどまっているというふうに言わざるを得ないかと思えます。

先生の御質問は、これを今後どう計画達成に向けていくのかということでございますけれども、我々はまず第一に、早期健全化法の仕組み、すなわち五条の第四項にございますように、経営健全

化計画の履行状況を世に公表して、世論の圧力のもとで、銀行の自己規制でまず計画を達成させる、これが基本でございます。今回につきましても、単に数字の発表だけではございまして、各銀行、特に中小企業向け貸し出しの増加の程度が低い、計画達成に向けての進捗度が低い銀行について、特に、どうして低かったのか、これからどういう取り組みをするのかということ聞いて、それを数字の発表と同時に、世に公表しております。

基本的には、設備投資のニーズが企業側の方に小さいとか、あるいは財務リストラによって、関連子会社である中小企業向けの融資を親会社である大企業の方が、いわばその分を銀行に返済させまして、大企業経由で間接的に融資をするとか、そういう件数がふえたがために、つまり企業側の事情によって中小企業向け融資が伸びないというようなことをおっしゃっている銀行が多いと認識しております。

それと同時に、今後の取り組みいたしましては、新商品の開発あるいは特別枠の設定とか、そういうことを各銀行、改めていろいろ工夫をされているように報告を受けております。その実行、それによる中小企業向け貸し出しの増加を強く期待するとともに、最大限の努力を促していくつもりでございます。

ちなみに、昨日、公表と同時に、貸し出しの伸び率の低いところは、金融再生委員会及び金融監督庁合同で、責任者に来ていただきまして、努力を促しました。そういうことで、今後とも計画達成に向けての努力を最大限促していきたいと思っております。

二番目の先生の御質問の、先数の話でございます。取引先数、これもおっしゃるとおりかと思

います。我々も、経営健全化計画を立てたときに、単に額だけじゃなくて、件数ということも考えました。ただ、そのときには、例えば中小企業本体への貸し出しと、その中小企業のいわば代表者への

貸し出し、こういうものを二本と考えるのか一本と考えるのかとか、そういういろいろなことを議論していくうちに、とりあえず先数は、経営健全化計画で発表しています計画の中の項目としては入っておらないのは、先生御指摘のとおりでございます。

ただ、これから今後の取り組みを各銀行に聞いていきますと、どうしても新規融資先の開拓ということに力を注がなければ計画達成ができないという認識が各銀行にございまして、そういう形でこれから件数もふえていくものと強く期待しております。

○石井(啓)委員 それはもうぜひお願いしたいと思うんですが、仮に、来年の三月末でこの達成状況、程度の差はあると思いますが、大幅に達成できないというような銀行が出てきた場合は、これはどういう措置をとることになるのでしょうか。

○森政府参考人 お答え申し上げます。もちろん、計画達成をしていないという場合に、その分析をするわけですが、それはいろいろ、どういふ事情で計画が達成されなかったのか。例えば、あえて言えば、銀行の、あるいは支店の方針として、中小企業向け貸し出しを忌避するとか、つまり、あえて中小企業に対しての貸し出しが消極的であるということが明らかになった場合には、早期健全化法の二十条第二項に基づきまして銀行法の措置がとれますので、そのときは、業務改善命令とかそういうことが可能かと思うのでございまして、基本的には、貸し出しというのは経済の状況に大きく左右されるわけですが、資金ニーズというものがどの程度あるのかということ、資金需要の強さ、そういうものが、やはり大きく中小企業向け貸し出しにも影響されると思いますが、そういう点も十分考えなければいけないというふうに思っております。

○石井(啓)委員 もちろんそのとおりでありますけれども、ただ、この半年間の、今までの状況を見ても、頑張ってやっている銀行もあればそうで

ないところもある、きょうは個別名は申し上げませんけれども、こういうところを見ますと、一律に資金需要が弱いからということで達成できないという理由は当たらないのかな。やはりこれからの、しっかりと、やる気と言ったらおかしいですけども、その努力を促していただきたい、こういうふうに思います。

それから、今の問いは、中小企業全体にわたって、特に公的資金を受けた銀行に対してでございますけれども、先ほどの岡田委員の答弁にも、本来、金融機関が従来の融資対象事業者よりも信用リスクの高いところに対してもっと積極的に貸し付けを行うべきであると。先ほど、一〇％ないし二〇％の利息の部分がないというような答弁もありましたけれども、私も同様な問題意識を持っておりまして、うまくリスク管理をして、がちがちに安全なところに貸すというよりも、多少従来の信用リスクが高くて、そこに適切な金利を上乗せして貸し出しを行う、こういう融資の文化といひましようか、本来そういうことをやっていかねばならないというふうに思っております。

一部、都市銀行の中にも、個人向けに対して無担保の融資を始める、こういう動きも報じられておりますけれども、特に商工ローン問題を考えた場合に、特に事業者に対してそういった融資をやはり銀行がやっていくべきである、こういうふうにかえておりました、この点についての見解を伺いたいと思っております。

○乾政府参考人 金融機関が、適切なリスク管理を前提にいたしまして、必要なリスクをとることによって、経済活動に必要な資金を安定的に供給していくという先生の御意見でございますけれども、それはもうまさしく、金融機関の経済における本来の機能であるというふうに考えております。

ただ、そうした中、従来、日本の金融機関は、ともすると、担保中心主義というふうなことがございまして、その担保が果たして本当に安全であったかどうかということが、このバブルの崩壊

の過程の中で問われているという問題があるわけでございます。

そうした観点から、例えば、監督庁が免足いたしましてからの金融検査マニュアルの策定過程での議論でございますとか、あるいは再生委員会における経営健全化計画の中でも、むしろ、金融機関というのは、そうした債務者の財務内容、業績等を踏まえたきめ細かな審査を行った上で、経費で必要なコストであるとか、あるいは貸し倒れ損失等のコストを十分に勘案して適切なリスク管理を行う。その上に立って、とれるリスクをとっていく。そこは、石井先生もサジェストされましたように、高いリスクをとるときには、そのかわり高いリターン、金利というものを求めていく、これが本来の金融機関の機能であるというこの前提に立って、経営健全化計画の議論なども私どもしてまいりましたつもりでございます。

したがって、そうした中で、民間の金融機関でございますから、自分で与信管理しておりますので、リスクの高いところには高い金利を徴求していくということになるわけでございますけれども、ある一定限度を超えますと、これは、もうリスクをとれないという債務者もあるわけでございます。そういうところには、まさに信用保証協会でございますとか、政府関係金融機関の補完機能というものが生きてくる、そういうふうにかえていくところがございます。

○石井(啓)委員 今お話が出てまいりましたその政府系金融機関、特に国民生活金融公庫等は、従来も都市銀行が融資をしない先に融資をされてきた。例えば債務超過であっても、今後の事業の見通しが立つというところであれば融資をしてきた。ある意味で、都市銀行よりもリスク管理というところについては、私はある程度そのノウハウがあるというふうに考えておりました、これはぜひ、銀行に先んじて政府系金融機関が企業リスクに応じた融資を実行していただきたい。

その前提として、今までそういう銀行が扱わなかった企業を対象にしているわけですから、そう

いった中小企業の財務内容とか事業内容とか、そういうことに応じてどういうリスク管理ができるのか、そのノウハウが恐らくあると思うのですけれども、なかなかそれが公にされていないといひますか、どういふふうに管理されているかよくわかりません。この際、ノウハウを蓄積して広く世に提供する、こういうことも私は重要ではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○原口政府参考人 御指摘のように、国民生活金融公庫におきましては、一般の金融機関から融資を受けることが困難な小規模の企業者等も対象にしております。そういう信用リスクの高い小規模企業者の資金需要にも対応しておるわけでございますので、いろいろな意味で、中小事業者の事業内容、財務内容に応じたリスク管理についてのデータといひますか、過去のいろいろなものの蓄積はございますし、また、それを分析してそのノウハウを蓄積していくというところは、今後の公庫の融資の実施あるいは財務の健全性を確保する観点からも重要な課題と認識しております。

○石井(啓)委員 認識すると同時に、ぜひ実行をお願いしたいと存じます。それから、私どもの党で商工ローン問題対策案をまとめた折に、きょう答弁席にいらっしやいます特に谷口委員の強い発案でございまして、現在中小企業の貸し渡り特別保証があるわけでございますけれども、今回追加として十兆円の追加の枠を設けたわけですが、その中から、従来ネガティブリストをおつくりになっていて、このネガティブリストに当たらないような企業については特別保証の対象になっていなかったわけでございます。

このネガティブリストを全く無視してどこでも貸せということでは申し上げませんが、その運用を柔軟にいたしました。例えばこのネガティブリストの中に、信用保証協会に対して求償権債務が残っている者、こういう条項があるのですが、例えば求償権債務が残っていても完済のめ

どがある者に対しては、私はそこは緩和できる余地は十分あるのではないかと。

そういって意味で、十兆円の追加の枠のうち、例えば五千億程度、そういう従来より信用リスクの若干高いところに貸出枠を特別に設ける、それは従来の金利より若干上乗せしてもやむを得ないと思えますけれども、そういうことをぜひ考えてはどうかと、私も党として提案をしておりますので、ぜひ御見解をお伺いしたいと思えます。

○殿岡政府参考人 御指摘の特別保証制度についてでございますけれども、従来からの保証要件をこの特別保証では緩和いたしましてやっておるわけでございますけれども、保証を付与するものがどうしても不適当だというケースにつきまして、いわゆるネガティブリストということにしておるわけでございます。

御提案、いろいろ程度はあろうかと思えますけれども、一般論で申し上げますと、信用保証制度におけるモラルハザードを防ぐということも重要でございますので、これを一般的に緩和するということについては公的保証のあり方としていかなるものかなというふうに考えているところでございます。

ただ、中小企業者の方々が安心して事業資金を調達できる環境をつくるという点については、これは極めて重要でございますので、今回も、特別保証制度の延長、あるいは枠の追加、さらには政府系金融機関における貸し渡り対策の融資制度の適切な運用という点に取り組んでいるわけでございまして、今後とも、こういった状況を見ながら、その運用に万全を尽くしていきたいというふうに考えているところでございます。

○石井(啓)委員 私どもも、先ほど申し上げましたように、このネガティブリストを何でもかんでも無視してどこでも貸せというような乱暴なことは申し上げませんけれども、やはりここはいろいろな工夫する余地は私どもは十分あるというふうに考えておりますので、この点については今後ともさらに提案をしていきたいと思っております。

それでは、お待たせをいたしました。大分時間がたつてしまいましたので、民主党の提出者にはお待たせをいたしました恐縮でございますが、取り立て規制の強化の点について申し上げたいのでございます。

実は、私どもの与党の間では、今回、取り立て行為の規制につきまして、実際に悪質な取り立て行為をした者だけでなく、それを依頼した貸金業者に對しても、相当な注意を払ったことを証明できなかつた場合は、その依頼した貸金業者に業務停止その他の行政処分を行うことができる、こういう形で、従来から比べますと取り立て行為の規制の強化については格段に拡充をしております。

もう少し具体的に申し上げますと、貸金業者が他社に取り立てを委託した場合は、受託者も従来は刑事罰が科せられますが、貸金業者にも、密接な関係がある場合で、あるいは取り立てをするに当たって違法行為を犯したときであつて、貸金業者が相当の注意を払ったことを証明できなかったときには貸金業者にも行政処分を科すことができる、こういうふうになっております。あるいは、債権譲渡して譲り受け人が取り立てをした場合も同様で、従来も譲り受け人に刑事罰を科しておりますが、貸金業者にも行政処分が科せらるようになっております。

さらに、今回の商工ローンの日米問題では特にこのケースに当たると思いますが、保証業者が弁済し、求償権等に基づいて取り立てした場合、与党案は新たに保証業者にも刑事罰を科しております。なおかつ、貸金業者にも行政処分をできるようにしております。

さらにもう一つ申し上げますと、第三者が貸金業者の委託により債務を弁済し、貸金業者に代位するとして取り立てる場合、代位取得したものの債権の取り立て、この場合も、新たに受託弁済者に刑事罰を科すと同時に貸金業者に行政処分を科すことができるというところで、与党案については非常にきめ細かく取り立て行為の規制の強化を行っているわけでございますが、この場合、民主

党案ではどういうことになっているのか、御説明をいただきたいと思えます。

○仙谷議員 与党案で、行政処分の対象として、多分民法七百五十五条から思いつかれたのではないかと思います。いわば管理監督者の責任的な地位に貸金業者を置いて行政処分の対象にまでするという規定を置かれたのは、ある種の卓見といえましょうか、いいお考えだと私は思います。民主党案にはそれはございません。ただ、勢い余つてこれを与党案の中で刑事罰の対象にまでしていらっしゃるというのは、これはひょっとすれば憲法上疑義の出る問題になるだろうと私は見ております。

といひますのは、行為者は故意犯でありますけれども、それに対するある種の管理監督者、教唆とか従犯の立場に立つのが貸金業者の立場になりますから、そこは相当な注意義務を払わなければならぬという注意義務違反であります。つまり、厳密に言うると過失犯であります。過失犯と故意犯が、過失の方が管理監督者のポジションで、そして実行行為者がもちろん故意犯というように形の法形式にいたしますと、これは大変矛盾したことが出てきます。

さらに、その上に、相当な注意義務という構成要件は、いかにも刑事罰の対象としては広過ぎるのではないかとこの疑問が出てきます。

さらに、懲役刑の対象としての貸金業者というのはどういう立場になるのか。法人は当然懲役刑の対象になりませんから、例えば日栄の社員さんがこの構成要件の貸金業者に当たるとかどうなのかというふうな疑義が出てまいりますから、これは二十四条の五の第二項でありましたか、ここでも構成要件として定められて、四十八条の三号で新たに罰則規定の対象とした、この部分については、法律をやつてきた者の目から見ますと相当危うい規定だな。というよりも、多分これは検察庁の方では発動できない定め方になっておるのではないかと思います。

貸金業者の方に、相当の注意を払ったことの証明をすることになっていきますから、非常に重いといひますか、違法な取り立て行為があつたときには、むしろ筆証責任が転換をされて、相当な注意を払ったことの証明をしない限り行政処分の対象となるということでもありますから、これは金融監督庁がそのように厳しく権限を発動してやるんだということはこの法律に基づいておやりになるということであれば、それは業界の秩序は正しくなる、そういうふうには思います。

いい規定だと思ひます。

○石井(啓)委員 時間が参りましたので終わりますが、私どもの案もお褒めをいただきまして、ありがとうございます。

以上でございます。

○渡辺(喜)委員長代理 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 まず最初に、参考人の全金連の小倉会長にお尋ねしたいわけですが、先ほど御発言もありました。また答弁もございました。今、商工ローン問題が大変な社会問題になっているということはもちろん会長も御案内だと思います。そういうさな小倉会長は松田会長にかつて就任されたわけですが、今までの商工ローンにかかわるいろいろな議論をお聞きになって、どのような点を反省されて、どういう点を改善していこうとお考えか。

余り大ざっぱな質問ですとお答えしにくいと思ひますので、金利の問題は先ほど、三四・六七五％だと理事会で決めた。私はこんなのはとんでもないと思ひますけれども、そういう発言がありましたから、過剰貸し付けやあるいは過酷な取り立て、こういう問題でのお考えをまずお聞かせいただければと思ひます。

○小倉参考人 まず、過剰貸し付けの問題でございしますけれども、返済不能に陥つた債務者に対して、債権回収には、法律上また業界の自主規制基準に具体的に例示しておりますので、禁止事項が決められております。資金需要者が返済をしなけれ

受けるものと考えられます。十分に留意するように業務指導の徹底を図りたいと思います。

〔渡辺(喜)委員長代理退席、委員長着席〕
○矢島委員 実際にどういう反省の上に立ってどうするかということで、そういう方向は今まで商工ローンのいろいろな企業はやっていったんですよ。そういうのは決まっていたんですよ。ところが、実際に起きている現象は、とんでもないことが起きています。それから、そういう現実を見た上で、会長としては今後どういうふうにかの業界をリードしていくのか。

ただ、先ほどの発言を聞きますと、どうも十分反省していらっしやらない。業界を守る立場はる述べられましたよ、確かに。倒産が起ると大変だ、あるいは、三四・六七五％じゃなかったらやっていけないとか。しかし、問題は、あなた方の業界というの国民の信頼を得なくては存在できないわけですから、生き延びていけないわけですから、そういう点も十分考えて今後の業界の指導に当たってほしいと思うんです。

私、金利の問題で幾つか質問したいんですが、先ほど来、与党案の二九・二％の問題、それから上限金利を利息制限法の上限金利の水準まで引き下げる問題等のご意見がありました。私のものにも毎日のように、二九・二％の引き下げじゃだめだ、せめて利息制限法の上限利息まで引き下げてほしい、こういうファクスや手紙、電話がたくさん来ております。

そういう中で、二九・二％に引き下げたところで実際にグレーゾーンが残るという状態の中では、日業や商工ファンドなどのいわゆる事業者向けの大手の貸金業、あるいは武富士とかアコムとかプロミスとかレイクとかありますが、こういういわゆる消費者向けの大手の貸金業、全然痛くもかゆくもないだろうという声も一方にはあるわけです。

私、実は与党案にもそれから民主党案にもこの問題でお聞きしようと思ったんですが、先ほど上田委員がこの問題で与党とさんさんやり合いました。

た。るる述べられましたので、与党の答弁だと、どうも業界の意見は聞いていないけれども、いわゆる中小業者や借り手の意見をどこで聞いたんだろかなという印象を持ちました。十分その中でやりとりでわかりましたので、与党案についてはまた後ほど別の問題で質問したいと思いますが、民主案案についてはそのことが理解できましたし、そこで、実は木村達也弁護士にお尋ねしたいわけです。

我が党も、現行の上限金利の引き下げというのは非常に緊急な問題だと認識しております。そこで、当面、出資法の上限金利を現行の利息制限法の上限金利水準まで引き下げる、こういう案を提出しております。しかし、先ほど来いろいろな議論を聞いておりますと、上限金利を引き下げるとやみ金融がはびこる、あるいはグレーゾーンをなくすとやみ金融がふえてくるんだ、こういう意見がいろいろきこえるもあつたわけなんです。

木村先生は、先ほど、資金量的に制約があるからそんなにふえるものじゃない、ある程度やみ金融はあるかもしれないが、あつたら、これは極めて明快にお答えいただいたんですが、警察が取り締まればいいんだ、こうお答えになりました。先ほど神田駅前のお話も会長の方から出てまいりましたけれども、いずれにしろ、私は、やみ金融の増減、ふえたり減ったりすること、それから上限金利が高いか低いかにいうことは必ずしも関係がないんじゃないか、こう思うんですが、先生、どうでしょうか。

○木村参考人 金利を引き下げたらやみ金融がはびこるという意見がありますけれども、僕は、金利とやみ金融のはびこるのとは全く無関係だ、こういうふうに思います。

やみ金融がはびこるのは、行政、警察が取り締まりをしないから、それで警察をなめてやみ金融がはびこってくる、こういうことでありまして、金利を幾ら下げても、警察がきっちりと検挙をするという姿勢があり、社会もしくは金融業界全体

にそういう雰囲気があればやみ金融は出てこない、こういうふうに思います。

○矢島委員 極めて明快な御答弁をいただきました。そこで、別の与党案についての質問に入ります。

与党案の中の第八条ですが、先ほどこの第八条のいわゆる見直しの問題でやりとりがありました。それを聞いたものではどうもよくわからないのです。この法律施行後三年たつたいろいろな金融動向やそのほかを勘案して検討を加えて必要な見直しを行うと。まず一つは、なぜ三年後かというのがよくわからない。それから、見直しの方向というのは引き下げなのか引き上げなのか、これははっきりしていません。

私は、ここで御答弁いただくのは、この三年後に見直しという条件、第八条、これは削除するお考えはあるかないか、その点だけちょっとお聞きしたいのですが。

○谷口議員 答えたいと思います。この三年後の見直しの件につきましては、公明党の案と自民党の案とが合致したところがございます。これは先ほど北橋委員もかなりこのことについて触れていらっしやいました。御存じのとおり、今大変、超低金利の時代でございますので、先ほどの調達金利の問題もございまして、これが大きく商工ローン業者の過大な利益に影響しておるといふようなこともございまして、現状の金利水準を勘案した上で三年後に、この三年というのは根拠はございませぬが、三年程度にすれば適当じゃないかということで見直し規定を入れたところでございます。

資金需給の状況であるとか、経済、金融の状況の大きな変化があった場合に三年後に見直しをすることが適当であらうということでございますので、これを取り下げるわけにはまいりません。

○矢島委員 そうしますと、金利についての与党案というのは二九・二％というのをしばらく固定

させるということになるわけですし、このことは、今の社会が要求しているいろいろな課題や問題についてこれを先送りするものだ。先ほどちょっと私触れたのですが、見直したときに果たして下げるのか上げるのかもわからないけれども、どうも文面から読むと、今超低金利で推移していますから、そのうち景気がよくなれば上へ上がっていくだろう、それに見合せて上げていく必要があるのではないかとというのがこの裏にあるのではないかなという見方をすると、これは上げるのかなとも見えるわけです。

そこで、今は本当に金利引き下げの好機だと思いのですね。そこで佐々木憲昭さんにお聞きしたいのですが、このままこの機会を逃すと、中小企業というのは高金利にずっと泣かされ続けることになる。この点についてどういうお考えかを。

○佐々木(憲)議員 与党案の二九・二％というのは、先ほど来議論がありますように大変高いというふうに我々思っております。

参議院の参考人質疑で、日業、商工ファンドの社長の貸出金利の話、記録を見ますと、約三割、三〇％程度で貸している。したがって、二九・二というのになりますと、その現状を事実上追認することになるというふうに考えます。したがって、その状況を三年間固定するというようなことはやはり避けなければならぬ。直ちに、可及的速やかに、この上限金利を利息制限法並みに下げることが、今被害を受けている方々をこれ以上ふやさないということにつながることでありますし、また、国民の希望している方向ではないかというふうに思います。

○矢島委員 木村弁護士にもう一度お聞きしたいのです。

先ほど日賦貸金業者の問題が出ました。いわゆる日掛け貸金業ですが、私もいろいろ調べてみましたが、先ほど先生も九州という言葉を出されましたが、いろいろな事件を知ることができました。八十九歳の女性を有明海に埋めると脅す、学校の先生を四日間事務所に監禁する、若い女性に

対してはソープで働けと強要する。保証人についても、無理矢理保証人にさせられた人とか、あるいは保証人を車に乗せて一晩じゅう連れ回したとか、挙げれば切りがないようないろいろな問題が起きているわけです。

この日賦貸金業というのは、結局特例として上限金利が一〇・九・五という、実際に回収にコストがかかったりなんかするからという理由で特別扱いになっているわけですが、与党案を見ますと、この特例を廃止しないで存続させるという事になっていくわけですね。この高い金利でこういう大変な取り立てもやっている、こういう日掛の貸金業者はほっておいていいものだろうか、私は特例は廃止するべきじゃないか、このように思っているのですけれども、先生の御意見を。

○木村参考人 その点については、僕たちも被害者救済の中で本当に重大な問題だと考えています。

例えば、このごろ週休二日制と祝祭日がふえておりまして、日賦貸金業者は、百日のうち七十日以上業務をやっていないにもかかわらず、それで日数が不足しているにもかかわらず、堂々と日賦貸金業だと言っているわけですね、それから取りに行くのが面倒なので、本人名義の預金通帳とキャッシュカードを預かったりして、現実には取りに行かない、口座に入金をさせる、こういうふうなことをやってもなお日賦貸金業者だというふうなことを言ったりして、脱法行為を堂々とやっている。それから、タクシーの運転手とか主婦なんかはほとんど零細な自営業者ではありませんが、これを自営業者だというふうな言って一〇・九五%を取る、こういう事実がたっくさん最近出てきています。

特に、先ほど言いましたように、九州の方では貸金業協会に登録している貸金業者の一七%ぐらいは日賦業者の届け出を出している、こういうふうな貸金業協会の統計が出ていたと思います。そう記憶をしていますが、それはほとんど日賦貸金業者がふえてきています。これは先ほど言いましたように、年四〇・〇〇四%、特に今回もし引き下げということになったときには、それを潜脱するべくここに集中して専業の届け出を出しているというところで、憂うべき事態だ、こういうふうな思いです。

以上です。

○矢島委員 もう一つ木村弁護士さんにお聞きしたいのです。

これは先ほど御答弁いただいている部分もあるのですが、鈴木議員が民主党政案について、過剰貸し付けの問題での基準というものでいろいろ議論されておりました。先生は基準をつくることは可能という御発言かと思えますけれども、いわゆる保証契約前の書面の交付の義務づけ、あるいは保証人への都度通知の義務づけ、与党案にはそういうものがあるわけですが、これで本当に過剰貸し付けは規制できるのだろうか。どうも私はこれだけでは十分ではないだろうかと思うんです。

そこで行政処分の問題になっていくわけだと思ふんです。やはり、今日の日米やあるいは商工ファンドなど商工ローンの実態から見えてきますと、ただ単に契約前の書面の交付の義務づけやあるいはその都度の通知だけでは、今の実態を見ますと、これで過剰貸し付けがなくなるというふうな保証もなければ見込みもないと私は思います。そこで日本共産党は、過剰貸し付けを行政処分の対象として考えております。また、過剰貸し付けは無効であるという部分も織り込んでおります。この点、与党案と基本的に違うところなんですけれども、先ほどお話がありました、もう一度この問題で話し合いいただきたい。

○木村参考人 僕たちが現場で見ている点について申し上げますと、金融業というのは、貸してすぐ返してくれるような客は上客でないわけですね。ずうっと長期に高利を払い続けてくれる客が上客なわけで、そういうふうな営業活動をするというのがまた、貸金業の業務の内容だろうという気がします。そういう意味で、過剰融資を自分たちでなくする、こういうふうなことができ

るはずがないわけです。

この貸金業規制法の十三条に違反したというところ、各地の裁判所で過剰融資違反だという判決が出ています。これは、著しく過剰な融資だということ前提にして一定の範囲以上の融資を無効だ、こういうふうにした判決もあるわけですから、過剰融資という認定は裁判所でも十分できるということを示しています。

また、今日、信用情報機関も一定程度発達し、かつ機能しているわけですから、そういうものと借り主の返済能力あるいは営業状態などを考えれば、貸金業者がこれ以上貸すべきでないという基準というものは当然出てくるわけで、そういうことを考えますと、過剰融資規制というのは当然できるというふうな私たちは考えています。

○矢島委員 鈴木先生は盛んにそれをやり合ったので、ここでお願ひしないと片落ちになります。が、余り時間ありません。申しわけございませんが、短目で。

○鈴木(憲)議員 では手短かに申し上げます。

ある事件があつて、これが過剰融資かどうかということは、おっしゃる通りに事後的には判定できる。だけれども、法律で過剰融資の法律要件を決めようというのは、事後の話じゃなくて、事前の、あらゆるものに適用できるような、しかも形式的な条件を並べるわけですね。これは、さっき申し上げましたように、とても無理な話だと思ひます。定例的な消費者ローンはできると思ひますよ、ある程度。だけれども、事業資金について、その業界の業況がどうか、その業者がどうか、経営者の能力がどうか、将来日本経済どうなるだろうか、もうまさに金融業の一番のエッセンスの審査の部分ですから、これはちょっと法律になじまないと思ひます。

ですから、共産党さんは「総理府令・大蔵省令で定める基準」と書いておられますが、さあ、どういう基準ですかと私の方から質問したいぐらいですね。

○矢島委員 だからほつておいていいという問題

じゃないんですね、この問題は。ですから、やらなきゃならないんですよ。そこで、これからのいろいろな工夫や議論や何かで納得いくようなものをつくり上げようじゃないかという方向だろうと思ひます。やはり、このままほつておいてそれでもいいとはだれも思ひていないと思ひます。できればやりたいんです。

○鈴木(憲)議員 その点はおっしゃるとおりですから、私も、とりあえずは自主規制に任せるというところを一つ言っています。それから、貸し付けにかかわるさまざまな条件について書面できちっと相手に通告するとか、その他の、周りの方からとりあえず攻めているわけで、もちろん今後の検討課題だと思ひます。

○矢島委員 大いに議論し検討していきたいと思ひます。

それから、これは佐々木憲昭議員に聞くのですが、クーリングオフ制度の問題や、あるいは根拠証を禁止していくという、いろいろ他党案との違いやあるいは特徴的なものがあるんじゃないかなと思ひて見ているんですが、特徴的な点についてちょっと説明していただきたい。

○佐々木(憲)議員 日本共産党の案にあって他党にないものというのは幾つかありますが、先ほど七つの特徴ということで御説明をさせていただきました。その中でクーリングオフの問題は、ほかの党にないのではないかと思ひます。

これは、熟慮期間を設けるということでありまして、被害の実態を見ますと、それほど借りる必要はないのに無理やり押しつけられるといふことが、そういうケースが大変多いわけですね。それで、私が当委員会で紹介しました日米のセールのブック集もそのためのマニュアルでありまして、うっかり契約は結んでしまったんだけど、どうもよく考えてみるとやめた方がよかったという事例も少なくないわけで、そういうことから、八日以内なら契約の取り消しを可能にするという規定が必要ではないか。このような規定は、既に訪問販売法などであると思ひます。

それからもう一つ、根保証の問題ですが、日本共産党の提案では、この根保証契約については、事実上禁止するというふうにとめていただいで結構なんですけれども、商工ローンの貸し付けに当たりまして連帯保証人に根保証契約をさせる、貸金業者が主債務者に次々と融資を行って雪だるま式に膨れ上がる、そのすべての債務を最終的に連帯保証人が支払わなければならないという深刻な状況に追い込まれる事例が後を絶たないわけですね。そのために、破産、あるいは一家離散、逃亡、自殺、大変な状況であります。これはやはり、根保証という制度そのものに根本的な問題があるというふうに考えます。

そこで、この根保証制度をこのままの形で放置しておくという問題は、私どもの案では、新たな債務を追加する都度、根保証人に対して文書で知らせる、それから説明をするというだけではなくて、その債務保証について根保証人に一つ一つ承諾あるいは拒否権、こういうものを保証する。したがって、これは事実上根保証そのものを機能させないという効果を持つわけでありまして、私たちはそういう内容で提案をさせていただいております。

また、この根保証期間は一年間に限定するということも提案をさせていただいております。

○矢島委員 木村弁護士さんにお聞きしたいんですが、クリーニングオフの新設ということについて御意見がありましたら、お聞かせいただきたい。

○木村参考人 保証契約にしても、金銭消費貸借にしても、その他消費者契約についても、本人が十分納得をして債務を負うならそれはそれで保証人の責任として当然だろうと思うんですが、十分納得しないままに、するすると情義的に迫られて、嫌々でも、あるいは、その結果の重大性について十分認識できないままに契約するということが、一般的に言われる保証人の悲劇という言葉であらわされる保証人の債務だろうと思います。そういう意味で、保証人があらかじめ契約をし、そのときには主たる債務者なり債権者に迫

られて保証契約をしたものの、八日間以内に家族と相談し、あるいは冷静に、やはりこれはやめようということ、主たる債務者ともう一回話し合いをしたりして、結局保証をやめたいということをやめられるという機会を与えるというのは、保証人の悲劇をなくするという意味でも重要な制度でありますし、大体、上場企業の給与所得者であるとか年金をもらっているお年寄りであるとかという人たちが保証人にさせられるわけですから、これはまさに、ビジネスの世界ではなくて消費者保護という視点から考えるべき視点でありますから、八日間のクリーニングオフの期間というのは非常に重要な債務者保護の方法である、こういうふうに思います。

○矢島委員 最後に要望ですが、小倉会長、これから貸金業界をしょって立つ人として、また理事会でいろいろの方針は決めていかれるのだろうと思うのですが、三四・六七五%でもうだめなんだから、これより下がったならそこそこの倒産が続々出るというのじゃなくて、今の社会情勢あるいは借り手の状況も踏まえながら、理事会でいろいろと協議していただいて、企業努力というのにもまた一方では必要なことにもなるわけですし、それから、調達金利というのが物すごく下がっているという状況については、るる今まで議論されてきたことですから繰り返しませんけれども、そういう面も十分考えながら、いわゆる顧客の信頼にこたえるような形での事業を進めてもらうという方向でひとつ頑張ってもらいたい。

時間が来ましたので、質問を終わります。

○金子委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。死人まで出るような、商工ローンの関係による大変な社会状況になっているわけでございます。ようやくここに来て立法府が動き始めた、三党がそれぞれ法案を提出した、私は、大きな前進である、まずこのように受けとめております。しかし、それぞれの法案を見てみますと、かなり大きな差異があるわけですね。

ことしの三月に、社債発行等の法律案のときに全会一致で決議された附帯決議があるんですね。「借手の保護を図る観点から」、「金利の引下げ等について金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行い、多重債務問題の防止に最大限努力すること。」「全会一致で決めたのです。それで、その方向に努力してきて、今回法案を出した。ところが、与党の法案は果たしてこの趣旨にかなっているかどうか、非常に疑問なんです。

与党の提案理由説明で先ほどお話をございました。「貸金業者等に必要の規制を加えて利用者等の利益の保護を図るとともに」と提案理由に書かれています。しかし、与党の法案を見ますと、それはいろいろと前進しているところはありません。よ、ありますけれども、全体的な趣旨としては、私は、この「利用者等の利益の保護を図る」ということにはなかなか受け取れないですね。むしろ、貸金業者の利益の保護を図るというふうにし受け取れない。これは私の受けた感触です。そういうふうな感じがするわけです。

要するに、今までの各委員の意見を聞いていますと、貸金業者がいろいろな脱法行為あるいはいろいろな形で加害者としますと、それに被害を受けた方たちと二つに大別される中で、我々の動きは、そういう被害をいかにして救済するか、いかにして防止するかという観点に立って動いているのがこの附帯決議だと思っております。ところが、果たしてそうなのだろうかというところをまず疑問に思うのです。

最初に個別のことでお聞きしたいのですが、先ほどから意見が出ております金利の問題です。諸悪の根源というお話もございましたし、それは今回の被害の発端の最大の原因であるというお話もございました。これはほとんどの方がそう受け取っているのだと思うのです。それで、与党も野党もそれぞれ金利を引き下げる努力をして数字を出してきた。

ところが、この二九・二、これがわからないのです。現実の実態は、貸金業者はほぼそういう

た金利で動いている中で、やっとそこまでおろしたって何の意味があるのですか。今までの貸金業者は何ら影響ないでしょう、二九・二では。そして、二九・二でこれからは借りなきゃならない中小企業経営者は、同じようにこれから倒産の憂き目を見ることは目に見えているじゃないですか。この附帯決議で書かれていた「借手の保護を図る観点から」とか「金利の引下げ等について金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行い」とか「最大限努力する」ということは、この二九・二のどこにあるんですか。説明をいただきたいと思ひます。

○相沢議員 そうおっしゃることもわからないじゃないのですけれども、先ほど来お聞きのように、二九・二に下げても大変だという参考人のお話もあるわけでありまして、事実、この問題を考えてときには、借り手の側だけで考えるわけにもいかないし、やはり貸す方の立場も考えなければいけない。それで、両方の接点を求めるわけでありまして。

確かに四〇・〇〇四というの、最近における超低金利の情勢のもとにおいては、これは高過ぎるということはある。事実、昭和五十八年に現在の法律の改正法が成立したわけでありまして、当時から比べれば、公定歩合の五%が十分の一の〇・五%になっている。長期プライムレートが八・二が二・二、国債十年物の表面クーポンは七・三が一・八になっておる等々です。事実、一般の金利も下がっておりますし、また、調達金利も確かに下がっていると思ひます。ただ、ごく大手は別として、中小の貸金業者の調達金利というものを聞きますと、七%から二〇%、開きがありますけれども、まだまだ結構高い水準にあることも事実であります。

したがって、それらのことを勘案いたしますと、借り手側の受益ということを十分に考えましても、まあこの二九・二%、日歩八錢程度がその接点じゃないかなという気がするのですが、いかがでございますでしょうか。

○横光委員 どうも先ほどから先生のお話を聞いています、貸し手のことしか考えていないのですね。借り手のことにも十分配慮したとお話ございましたが、二九・二じゃほとんど配慮にならないのですよ。

先ほど貸金業者が三万人余とおっしゃいました。これに対して被害者、要するに現在の商工ローンの債務者あるいは保証人を加えると五十万人と言われているのですよ。さらに、クレジットやあるいはサラ金の多重債務者を合わせると百五十万人の被害者が現実におおる。そういう人たちにこの二九・二という金利の引き下げがどれだけプラスになっておるか、マイナスになっておるか、考えたことがあるのですか。ほとんどプラスになっていないじゃないですか。これからは二九・二で借りなきゃいけないというところは、これまでと変わらないということなんです。

それは貸金業者には助かっていますよ、二九・二というところは。しかし、実際借りる、経営に困っている中小企業、零細企業の人たちは、この法改正で、金利の面ではほとんど恩恵がない、私はこういう気がするのですよ。それは、いろいろなところで、例えば保証人の通達義務とかが課せられていて、これは前進です。しかし、根拠である金利の問題がここにとどまっているということ、私は、これは、この法改正の趣旨である債務者や被害者のことが念頭にない、このようにしか受け取れないのです。何とかしてここは、これから三年後の見直しということがありますけれども、国会は適時適切に対応する必要があるのではなからうか。

一つお聞きしたいのですが、与党の中のお話で二九・二ということになったと聞いておりますが、公明党さんは、最初、二五という提案をしたとお聞きしております。この趣旨は、やはり債務者やあるいは被害者のことを念頭に置かれたお考えだと思ふんです。それが、なぜ二五で貫き通してくれなかったのか。二五ならばかなり大きなプラスになっていた。なぜ貫き通せずに二九・二に

なったのか、そこでの説明をちょっとお聞きしたいと思ひます。

○谷口議員 おっしゃるとおり、公明党の原案では、二〇%から二五%ということになっておったわけでございます。それで、与党協議に臨みまして、先ほどからおっしゃっていらっしゃいますように、一方で借り手の立場も十分考慮しなければいかぬわけで、結論的に申し上げますと、与党三党の意見書を出すことになりまして、当法案の附帯決議にも出ておるところでございますが、このような商工ローンのところから、高利のところから借りざるを得ない人たちの立場も考えなきゃいかぬということで、一方は金融機関の貸し渋りの問題がございますし、また、そういうような高利の金を借りざるを得ない中小企業、また個人事業者の問題もあるわけでございますので、これはひとつ、金融全体の仕組みがまだ全部行き渡っていないんじゃないかというふうなことも含めまして、今般意見書を出したところでございます。

また、我々が当初申し上げていた金利につきましては、とにかくこの協議の中でいろいろあつたわけでございますが、最終的には、やはり取りまとめで成立をさせることをまず第一義にしたという観点から、最終的に二九・二ということになったわけでございますが、与党協議の中ではかなりやりとりがあつたということで、御理解を賜りたいというふうに思ひます。

○横光委員 いや、私は残念でならないんです。今の自公政権に期待している人は何に期待しているか、私は、公明党の存在だと思ふんですね。本場に弱い立場の人たちの意見をこれまで反映してきた、その公明党が与党におからみながら期待しているところもある。ところが、その公明党さんの二〇から二五が、二九になってしまった。このことが私は非常に残念でならない。

それからもう一つ、もう時間がありませんのでお聞きしますが、日賦貸金業者の件、先ほど鈴木先生、日賦貸金業者のことではほとんど被害が出ていないとおっしゃいましたね。これはそのとお

りですか。被害は出ていないからこのままでいいんだ、いわゆる要件さえクリアしてやればこのまま維持するしかないというお話でした。実態は全然違ふんですよ。九州、大分県、福岡県、今お話ございましたでしよう、大変な被害が多発しているんです。そういう実態を見ないでそういうことを言ったということですから、被害は出ていなかったという発言は取り消していただきたいと思ひます。

○鈴木(滋)議員 さっき申し上げた表現をもう一度正確に言いますと、商工ローンの場合のようにな、とりたてて問題になるようなトラブルも、被害なんて言っていない、商工ローンの場合はど

トラブルがそんなに聞かえてこない、こう言つたわけですね。それで、さっき重ねて言つたのは、とにかく商工ローンの問題は太急ぎで対応しなきゃいけないというところで、この問題を置いていったんであつて、全然検討しないとは言っていないんです。

○横光委員 いや、検討していないと言つたんじゃないくて、トラブルはないと言つたんですよ。実際は、トラブルが多発しているんですよ、脱法行為によつて。要件を無視して、先ほど説明があつたでしよう、取り立てに行かなくなつたところを振り込ませているという。もういろいろ脱法行為が起きている。そういう現実を見ないで、トラブルがないという意見を言つたわけですから、これはやはり失言だったというふうに言つてくれないことには、現実を見ていないということになりますよ。

○鈴木(滋)議員 商工ローンのケースはどトラブルが余り聞かれていないと言つたわけ、それはお調べになったらトラブルはあるでしよう。皆無なんてことはない。僕はそんなことは言っていないんですよ。だけれども、全国で商工ローンの問題が、ばあつと問題になったでしよう。あれほどではないと申し上げたわけですね。

だって、二千人ぐらゐの業者ですよ。それで、残高にして一千億なんですよ。それは、もちろん

調べていけばあるでしよう。だけれども、それは行為としては大きさが全然違ふという意味で申し上げたんです。

○横光委員 二千人という、そのパイが少なければ少ないほど、比率からすると物すごい脱法行為とかトラブルが起きておるのですよ、先生。ですから、商工ローンと比較して、比率からすると私は大きいと思ひますよ。ただ、余り気がつかないだけで、今、九州なんかすごいですから、業者がふえて、いや、本当の話です。ですから、もうちょっと現実を見て言ってもらわないと、まるでトラブルがないみたいな感じで受け取られてしまふと困りますので、今私が申し上げたのです。質問は、これで終わります。

○金子委員長 次に、砂田圭佑君。

○砂田委員 自由民主党の砂田圭佑でございます。

大変高等な議論を長時間伺いました。先生方が極めて大事な問題で真摯に取り組んでおられる姿、そして、新しい法律を一生懸命立案されている皆さん方に敬意を表するものでございます。

一番最後ですから、皆さん少し気楽にいらしていただきたいと思うのですけれども、私は今、皆さん方の議論を聞いていて、その昔、若いときに「ベニスの商人」という本を読んだり、芝居を見たことがあります。皆さん方、もう既によく御存じの筋書きでありますけれども、借り手があつて貸し手があつて、そして保証人を立てて、その保証人の肉一ポンドを担保にして、そして金を貸した。三カ月たつても返さない、だから、裁判された。そこで、裁判長に化けたボーンシャでしたか、その女性が見事に裁きました。契約だから金は返せ、あるいは肉一ポンドを差し出せ、しかし、一滴たりとも血を流したらおまえの財産は全部取り上げる、貸し手の財産は全部取り上げる、そういう裁きをいたしました。

シェークスピアが戯曲を書いたのは、今から四百年ぐらゐ前の話です。その時代から何にも変わっていないのが、きょうの議論でよくわかるよ

うな気がするのです。全く変わっていない。人間はこれまで何をしていたんだらうと。

そして今、盛んに借り手の窮状の御説明もありました。しかし、借り手も承知で借りるという反面があります。その流れの中で、今まで借りたものの上乗せさせられたとか強要されたとか、いろいろそういうこともありますが、現代的にそれは取り締まらなければならないことでありますけれども、根底にあるのは、やはり借り手がお金が必要であった。そんな恐ろしい実態であるならだれも借りないかと思つたら、依然としてずっと借り手がある。この実態を我々はしっかりと見詰めたきやならない。そして、その中で、借り主と貸し手、そういうものについて、しっかりと社会の中で、不安が起こったり、社会問題にならないようなそういう手だてを加えていかなきゃならない。今度の法律が、ぜひともこの「ベニスの商人」で出されたようなお裁きができるような、そういう法律であつてもいいと願うわけでございます。

そこで、今までの中では、ほとんどと言つていいぐらい、貸し手のことについても議論が outcome していただけたけれども、貸し手もそれなりに命がけで販売しているというところは間違いないところではないかなという気がするいたします。

この貸金業者というのは、長い歴史の中ではずっと冷たい目で見てこられた、社会的にそういう目で見られてきた、その点についても四百年前からちっとも変わっていない。そういう状況の中でも、全国に大小さまざまな業者が三万人も登録をされているというところでございます。ということ、やはり国民の経済活動にとってこの存在がある程度意義があるということを証明しているわけでございます。その業者が生きていくために、我々は何かの配慮はしていかなければならぬいだらうという気がするいたします。

今の金利の問題は、盛んに語り尽くされたところでありましても、一五%ないし二〇%に引き下げるといふ民主党案、そういうことによつ

て、業者は本当にそれでいいと納得をしておられるのか。そういうヒアリングないしは業者との間の話し合いというようなことが、民主党と業者の間であつたのかなかつたのか。そしてまた、今のクレジット会社のキャッシング金利についても、一五%から二〇%では、それを越える部分もあります。超えると、それはもう制限利息ですから、罰則を科すことになる。今のクレジット会社、そういうものが本当にそれほど悪い存在なのかどうか。そのところを民主党にお伺いをします。

○上田(清)議員 砂田議員がちょうど欠席されているときに少し議論がありましたので、申しわけありませんが、私は、消費者向けの雑誌のインタビューの中でも、こうした貸金業者の皆さんが新しい分野を開拓されていることの事業意欲や、そういう新しい分野を開拓してきたことの評価をしている人間の一人なんです。これは、私は、五十八年ごろサラ金問題に取り組んだときに、一概に否定するものではないという考え方を持っております。

ただ、六月十四日に私も出資法改正案を出して以降、表立っても裏からも、一切合財、貸金業協会の方からの接触はございませんでした。先ほど、相沢先生の方には、もうばんばか、協会の方から、下げちゃいかぬ、そういうファクスが飛んできた。私も、そういう逆のファクスは飛んできて、協会からは一つも来ておらない。これは立場の違いかなというふうに思つたりもしておりますが、一週間前に正式に要請書を受けた経緯はございます。

ただ、私も、金融監督庁を通じて、東京都の貸金業協会の資料や、さまざまな部分を勉強させていただきました。特に、本当に二九・二という金利で業として回る業種というものはあるのでしょうか。粗利益がどの程度だということ、中小企業庁が出ております。それぞれの業でいうと、製造業で二四%、卸売業で二〇%、小売業で三七、建設業で一七だ。

例えば建設業の人が、もし一年だとかそういうので借りたら、倒れるわけですよ。そういう部分を私もやはり見なくちゃいけないし、御承知のとおり、消費者金融の大手、まさにクレジット会社、カード会社のキャッシング金利についても、今むちゃくちゃもうかっているわけですね。大体、上位の所得層に、三十位の中に八人入っておられるということも、いい国家かどうかという点に關して私は疑問を持っております。むしろ、いい国家ではないのではなからうか、そういう国は。そういう意味で、ぜひ逆に御理解を賜りたい。

私は、若干不愉快な部分も一つ二つ御党にもあるのではないかと思います。幾ら個人的に仲がいいと思つても、世上問題があるような話が多いところの、御自宅の新築パーティーに出ているとか、あいさつしているとか、もう既に去年なんかはこの問題は出てきているわけですから、少なくともそういう元監督庁におられたようなOBの方などは一切合財献金なんかをもらつちゃいけない、それが私は見識だと思つたのですけれども、そういう方も御党におられるということも考える、ちょっとまじめにツバを吐かざるを得ないじゃないですか、そういう御意見を吐かされると。そういう意味でのお答えを私はあえてさせていただきます。

○砂田委員 次に、今盛んに、金利を下げる、その結果として、今まであったグレーゾーンという部分がなくなる、そういう三段階方式の民主党の考えでは、貸し付けの小口化というふうなことが起こり得るだらう、このことも先ほど来議論になりましたけれども、そういう脱法行為が横行することになる、これは先ほどの参考人のお話に、警察がしっかりと取り締まればそういうものはなくなるじゃないかというお話もありましたけれども、警察が取り締まらずにすべてうまく世の中がござまるということでもありません。

争をしていくというふうな形で、健全な、まともな業者がダメージを受けるということではありあらうかという気がするのです。その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○上田(清)議員 私どもは、もとより、まともな業者の方たちに健全な発展をさせていただきたい、そういう思いを基本的に持っております。私どもも自由社会の中でさまざまな事業分野が開拓されていくことが社会にとつていいことだという考え方を持っております。したがって、自民党から社債法の御提案が出されたときも、私どもは即座に対応して、法案に賛成した経緯がございます。直接金融の流れをつくらうという大きな流れもありますけれども、それ以上に、貸金業という分野が社会的にも認知されることはいいことだということ、ノンバンク、社債法にも賛成し、しかしその中でもちゃんと附帯決議の中で金利を下げていく、そういうことも全会一致で約束しておりますし、その流れも踏まえて私どもはこうした金利にしております。

もちろん、小口化するような手の込んだことをされる人がいるかもしれないが、そこですることに対して、それこそまたコストがかかるのではないかと思ひますが、私ども、貸し付けに係る条件に關してきちっとした説明義務をつけておりますので、これで脱法行為は基本的になくなる、なくなるというふうなあり得ないというふうな思つておりますし、もしあるとすれば、それは取り締まりの対象になっていきますから、そこで終わり、こんなふうな理解をいたします。

○砂田委員 今のお話で、脱法行為ということとはそれなりに、その社会の中で自然とただされていくということでもあります。

上限金利が下がっていく、それは金利を下げればすべて今の問題が解決するかといへば、いろいろ難しい問題があるんじゃないかという気がするいたします。むしろ、そういう状況に置かれると、中小零細の貸金業者、先ほど来、廃業とかいろいろありましたが、確かにそういう部分もでき

て、むしろ中小企業、あるいは短期でお金を借りようとする普通の一般の中小企業、そういう方々に對して大変厳しい金融状況になるんじゃないかというふうに思うのです。そういう反動があるんじゃないかという気がするので、その辺はいいかがでございましょうか。

○上田(清)議員 今の議論もその前に若干あったのですが、繰り返しになって大変恐縮ですが、確かにそういう側面があることは全く否定はいたしません。

しかし、本当に三〇%にかかるような金利で賄えるような事業があるのかどうかということ、もう一つは、短期ではいいじゃないかという議論もありますが、この大蔵委員会で私もいろいろな指摘をさせていただきまして、各議員の皆さんもたくさん指摘をさせていただきまして、現に問題を起している企業というのは、短期を目的にしながらも、実際はより長い時間に借りていただくような仕組みをとっております。

なおかつ、やはり貸す側の論理の方が強くて、例えば、返すのであったら一括で返せとか、あるいは、一括で返さないのだったら逆にもっと借りておけとか、そういう仕掛けが具体的な事例で、例えば日榮では、切り返しという特別な用語で、今まで四か月だったものを一年にしない、四か月では三百万だったから二十万ぐらいしか金利が稼げない、しかし一年だったら三百万だったから百万稼げる、では二十万よりも百万がいいんだ、二十万よりも百万がいいんだというところで、そういうことを社長の指示で具体的に支店長、担当あてに出したりしている事実があるんじゃないですか。

こういう事実がある以上、私たちは、短期の便利さを本当に優遇するのか、それとも、現に保証人を初め被害に遭った人たち、もうとにかく死者がたくさん出ているというこの現実の方をどう救うのか、そういう比較裁量の問題で考えてみて、この金利が二九・二というふうな与党案ではとても救えないものだというふうに私は考えております。

○砂田委員 ちょっと今の話の追加になりますけれども、中小企業はそういう状況に置かれたときにやはりやみに頼るとかいう状況を非常に心配するわけですが、その辺は先生はどういうふうにお考えでしょう。

○上田(清)議員 私たちはやみのことまで心配しなきゃいけないのだから、やはり立法府というのは表の世界を基本的に議論しております。したがって、やみの世界のことは心配しない方がいい。

むしろ、先ほど会長の方からは、神田駅周辺で実際ある会社が六十七社で、やみが二百五十というふうな、四倍近いやみ会社があると。こういう事実がもし協会の方から警察庁あるいは警視庁の方に届けられれば、それはもう摘発する話になってまいりますから、その議論ではなからうかというふうに私は思っております。

○砂田委員 それでは次に進みます。

取り立て行為の規制について先ほど来議論がおります。子会社のダミー会社、そういうものに保証業務をやらせて、そしてそれが回収に行く、それを押さえて、そしてその親の貸金業者を行政処分にする、自民党案ではそういうふうに行われていますが、民主党案ではそのところを、さっきから何度も議論があるので繰り返して恐縮なんですけれども、しかし、その大もとの貸金業者の不正行為をどうやって押さえるか。むしろ、今までの押さえられないとか押さえられるとかいうことよりも、どうやって押さえるかというところをお聞かせをいただきたいと思っております。

○上田(清)議員 個人的には、先ほど私も申し上げたのですが、与党案の非常にすぐれた部分かなというふうに思っておりますが、我が党にはリーガルマインドの強い方々もたくさんおられます。あるいは憲法に係るものもあるのではなからうかという議論がありますので、その辺の立法技術として、私もひねりにひねりまして、これはもう具体的に多くの事件を起こしておりますので、殊さら名前を隠す必要はないかと思っておりますから、

日榮のケースで、日本信用保証という子会社に貸付債権を代位弁済させるという仕組みをつくっておられることは御承知のとおりだと思いますが、二十一条のいわば事実上の脱法行為だ、こんなふうに理解をしますので、私もこの二十一条に第三項を新設いたしました。貸金業者との貸付契約に基づき債務の弁済により求償権等を有する者等についても取り立て行為規制をかけることとしたという三項を新設しております。

もちろん、これは当該貸金業者と特殊の関係にある者に限る。いわば、事実上連結決算をし、あるいは、例えば社員の管理名簿が一緒のところにあるとか、そういうたぐいのものに関しては、この三項でもって防ぐことが可能ではなからうか。このような考え方に立って、ダミー会社をつくっても脱法行為は防げると考えております。

○砂田委員 民主党案では、これも先ほどから何度もお話しになっていくわけでありまして、これも、保証人に対して一定の取り消し権を認める。普通、我々商売人の感覚でいけば、保証人が途中でやめちゃったなら、そんな相手にお金は貸せないというのが常識であります。

そういう場合に安定的な取引ができるかどうか。常に不安定とか何とかいうのはこの世界にたくさんある話ですから、そこを一緒に話をするともう議論にならない。そういう意味で、まともな、きっちりした業者が仕事をすることについて、保証人の解約権を認めるということは安定した取引を阻害するのではないかとこの危惧を持ちますが、いかがでしょうか。

○上田(清)議員 御指摘の部分で確かに理解できる部分はあるのですが、もともとまともな方々であれば、こういう取り消しだとかそういうこともございませぬ。

むしろ、先ほど私はちょっと自分の質疑の時間に大分地域での事例のことをお話しいたしました。日榮の元役員で大分の支店長をやった方でありまして、裁判所でもちゃんと宣誓をした上で吐露をされたわけでありまして、まともに話したらこんな金利の高い商工ローンにはとても保証人になつてくれない、したがって、あいまいにぼかして説明をする以外方法がないという、真実を述べられた経緯が裁判の記録として生々しく、私もその裁判の記録を読ませていただきました。

そういう経緯を含めて、私も問題にしているのは、まさに不実を告げたり真実を告げない、そういう形で保証人にさせられた方にやはり権利として取り消しの権利があること自体は、これは新しい法体系のもとでも、最近の傾向として、消費者保護に基づく考え方として広く世界じゅうに広がってきております。特に最近では、国民生活審議会消費者政策部会消費者契約法検討委員会においても、この消費者契約法の具体的内容の中で、このような考え方についても新しい考え方を出してきております。

私も、これからの金融ビッグバン等を考えると、こうした消費者金融保護的なものをきちんとつくっていく必要があるということを、再三四、宮澤大蔵大臣などに我が党の海江田議員などが中心になって言ってきたが、こういう概念で来ておりますので、殊さら、特に際立ったとかあるいは奇異なという概念でもありませんので、その点についても御理解を賜りたいと思っております。

○砂田委員 その保証人の取り消し権、そういうことが実質的に取引、中小企業の金融に影響は与えないというふうにお考えでしょうか。今あるお話がありましたから、それはもちろんだとおっしゃるんだと思いますが、しかし、やはりそういう保証人の立場それから借り手の立場というのはおのずから違ってくるものでありますから、そのことを一点お伺いいたします。

○上田(清)議員 基本的には、善意の貸金業者が通常の営業を行う限り、この問題は生じないはずであります。何か今、砂田委員の発言は、それとも悪意の貸金業者をばっこさせたいのかというふうには私は思わざるを得ない。

善意の貸金業者に私たちは発展してもらいた

い、もっと新しい事業の分野を開拓してもらえ
と私は思っております。御承知のとおり、官の分
野は時間がかかる。とにかく手間暇がかかる。ス
ピーディーに勝負をすることで、金利は少しぐら
い高くても、そちらの方に事業者が走っていくよ
うな、そういう分野もぜひ研究してもらいたい。と
私は思っているから、私も私どもはあくまで
善意の貸金業者を前提に組み立てておりますの
で、問題はないというふうに思っております。

○砂田委員 ぜひとも、そういう救急的な、す
ぐに役に立つ、そういう業者に育ってもらいたい
し、そういう安定した業界になってもらいたい
願うところでございます。

ちょっと与党の方には質問の通告は特別してお
りませんけれども、与党案は、保証人等の保護を
図る、あるいは貸金業者に一定の行為規制を課し
て、そして違反者には厳罰をもって臨むというの
が与党の法案の内容であります。そういう意味で
は、先ほどの取り立て行為の規制などについて
も、実際に行為をした者だけでなく、もとの業者
も行政処分ができるというような状況、それは大
変いいことではないかという気がいたします。

今回、こういうような規制を設けるに至ったそ
ういう考え方、そのことをひとつ与党の方に御披
露いただきたいと思ひます。

○中村(正)議員 行為の規制それから罰則強化と
か、こういうことをやりましたのは、私はさっき
からいろいろ伺ってまいりました感じなんですが、例
えば、保証人が途中でなくても保証をしないとい
うことができるようにしたらどうかというようなお
話もありますけれども、保証人が保証をして契約
が成立するということが一般に行われている中
で、途中で保証をやめるといことができないだろ
うかという、これはなかなか難しい問題じゃな
いかと思ひます。

それから、先ほどちょっとお話が出ておしま
したけれども、例えば根保証をしていて何回も借り
ていっちゃ。そのときに、根保証の途中でもつ
て拒否できたかどうかというお話がありましたけ

れども、そうすると、根保証自体が機能しなくな
る、意味がなくなってしまうことになる。
それから、クーリングオフも、商品を買って、
商品なら返すという行為ができますけれども、通
貨を借りてしまつて、保証して、そして後でもつ
てこれをクーリングオフできるかどうか、非常
に悩むわけでありませう。

そういう中で、与党案では、さまざまな規制を
かけ、そして義務を課し、その義務に違反したら
罰則がある、その罰則を大きなものにするとい
うことで対応しようという案でございます。

特に、根保証の問題については契約をする前に
保証人に内容を十分知らしめなさいということ
か、これも違反すれば百万円以下の罰金というこ
とになります。また、その保証は金利を含むもの
か金利を含まないものかとか、こういう内容も省
令できちんと決めて通知義務の中に入れていく
というところで規制をしていくこと。

自由な経済は、なるべく自由にできて、その中
でさまざまな規制があり、義務があり、それに
よつて被害を受ける方をなくしていく、こうい
う思想でつくつたわけでございます。

○砂田委員 ありがとうございます。
いずれにいたしましても、借り手、貸し手ある
いは中小企業が安心して出入りのできる、そんな
業界にぜひともこの法案を通じてつくり上げてい
ただきたいと御要望する次第でございます。

時間が来ました。ありがとうございます。
○金子委員長 これにて各案に対する質疑は終局
いたしました。

木村、小倉両参考人、ありがとうございます。
御苦勞さまでございます。どうぞ御退席くだ
さい。

この際、暫時休憩いたします。

午後五時十七分休憩

午後五時三十三分開議

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。
ただいま議題となっております各案について審
査を進めます。
これより各案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許し
ます。仙谷由人君。

○仙谷委員 私は、民主党提案の出資の受入れ、
預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部
を改正する法律案及び貸金業の規制等に関する法
律の一部を改正する法律案に賛成し、与党提案の
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する
法律案及び共産党提案の同案に反対する立場で討
論を行います。

今国会は、中小企業国会と銘打たれておりまし
た。その中小企業が現在最も渴望していること
は、言うまでもなく、事業に必要な資金を円滑に
調達することでありませう。しかし、政府の調査に
よつても、中小企業の実に七割が依然として金融
機関から貸し渋りを受け、金融機関の貸し出し態
度は厳しと感じておられるわけでございます。七兆
円を上回る金額の公的資金の注入を受けながら、
中小企業からは、その貸し付けについて、貸しは
がしをしたり、追加担保を求めることに性急に
なつたりする銀行があることは言語道断でありま
す。銀行の自殺行為であることを肝に銘すべきで
あります。

商工ローン業者は、この機に乗じて、急激に業
容を拡大いたしました。その中でも、業界大手二
社の日栄及び商工フランドについては、当大蔵委
員会においてその手口の悪質さが白日のもとにさ
らされました。とりわけ善良な市民にとつてその
意味がのみに込みにくい根保証人に仕立て上げ、こ
れを債権回収のターゲットにするというそのやり
方は、到底社会的に許されるものではありません。
商工ローン問題を生み出した原因である出資
法及び貸金業規制法は、早急に改正されなければ
ならないところであります。

以下、民主党案に賛成する理由を申し述べま
す。

民主党は、いち早くことし六月九日に出資法等
改正案を提案いたしました。また、八月二十四日
には、商工ローン問題解決に早急に取り組むよ
う、金融監督庁に申し入れたところであります。
商工ローン問題がマスコミに大きく取り上げられ
る以前に民主党は調査を開始し、そして、さきに
述べましたような提案をいたしましたところござい
ますが、この民主党の姿勢は、貸金業協会の陳情
を受けたこともあつてか、政府・与党が示してま
いりました消極的姿勢と比較して、まさに正義感
と責任感あふれるものであつたと自負しておりま
す。

民主党案では、上限金利を利息制限法並みに引
き下げるとともに、いわゆるグレーゾーン金利を
解消することといたしております。預金金利が〇
・何％という超低金利が続く中、年一五ないし二
〇％という上限金利は適切なものであると言えま
す。また、商工ローンで大きな問題となつており
ます過剰貸し付けや根保証の問題についても適切
な措置が講ぜられており、政府が検討している消
費者契約法にも盛り込まれる見込みであるところ
の保証契約の取り消し権も新たに設けることとい
たしております。

民主党案は来年一月から施行することとしてお
り、その対応にはスピード感もあります。商工
ローン問題の早期解決には、民主党案の成立が必
要不可欠であります。

一方で、与党案は、上限金利の引き下げ幅が全
く不十分であるとともに、グレーゾーン金利も依
然として残り、金利のダブルスタンダードが続く
こととなります。しかも、施行日も来年六月と遅
く、問題の深刻さに対する認識が欠如していると
断ぜざるを得ないところであります。上限金利の
引き下げに反発する貸金業界が与党に対して盛ん
に圧力をかけた、そういう情報もありますが、も
し与党案が貸金業界に優しく、貸金業界の利益を
おもんばかったものであるならば、民主党として
は断固として容認できません。
共産党案につきましては、上限金利を初めとし

て、民主党案と共通する部分もありますが、クーリングオフの新設や根保証契約の事実上の禁止等、一部意見を異にするものがあることから、賛成しかねることを申し上げます。

民主党案に対する各会派の御賛同をお願い申し上げます。討論を終ります。

○金子委員長 次、矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、ただいま議題となりました各党提出の貸金業規制法等改正案について、日本共産党案及び民主党二案に賛成、与党案に反対の討論を行います。

今日緊急に求められているのは、日栄、商工ファンドなどの貸金業者による高金利の横行、借り手の資力を無視した過剰貸し付け、詐欺的手法での根保証契約、さらには暴力団的な回収により、中小零細企業を初め、多くの国民が食い物にされている深刻な事態を抜本的に解決することであります。

日本共産党案は、このような状況を踏まえ、利息制限法、出資法並びに貸金業規制法の改正による網羅的な、かつ徹底した規制強化策を盛り込み、このような被害の根絶を目的としたものであります。

まず、高金利を引き下げることに、出資法の上限金利を、当面、利息制限法並みの一五から二〇％に統一し、悪徳商工ローンがはびこる温床と化したグレーゾーンをなくすることが求められています。

また、貸金業規制法の抜本改正で、過剰貸し付け、過剰保証の禁止、本人及び保証人に対するクーリングオフ制度の創設、保証人に対する取り消し権の新設、根保証契約の根本的規制、不当な取り立てに対する罰則強化、さらに貸金業者に対する監督強化など、提案者が七つの特徴を持つと言う日本共産党案の実施こそ求められています。

これに対し、与党案の貸金業規制法の改正部分に限っては、極めて不十分ではありますが、一定の改良策であり、あえて反対しませんが、最大の問題は金利問題です。

第一に、出資法の上限金利を二九・二％という高金利でとどめ、グレーゾーンをなくさないものとなっていることです。これは商工ローン会社の利益を事実上容認するものであり、高金利で困窮する中小業者や消費者の経営と生活を守ることはつながらず。

第二に、日賦貸金業者などに関する制限利息の特例措置をそのままにしたことです。これでは、九州地方を中心とする日賦貸金業者の高利による暴力団まがいの取り立てなど、悪質営業を放置することになります。

第三に、この高金利を三年後に見直すとしていますが、これは三年間の高金利の固定化につながるものであります。

第四に、過剰貸し付けに対して、これを現行のまま、行政処分の対象にもせず、罰則も設けず、業界の自主規制にゆだねた点も重大です。

以上により、与党案には反対せざるを得ません。

民主党二案は、出資法等改正案による高金利の引き下げ策は、ほぼ我が党と同様の改正であり、賛成です。また、貸金業規制法関連は、我が党案ほど網羅的で徹底したものではありませんが、商工ローン問題の根本にある過剰貸し付けと過剰保証の禁止を重視し、特に保証人に対する取り消し権を設けたことは大いに評価できます。全体として、今日の深刻な商工ローン問題を解決するための規制策として評価できる内容を盛り込んでおり、賛成するものです。

以上で、私の討論を終ります。

○金子委員長 これにて討論は終局いたしました。

○金子委員長 これより採決に入ります。

まず、佐々木憲昭君外一名提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、中野寛成君外五名提出、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、岡田克也君外三名提出、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、相沢英之君外八名提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○金子委員長 ただいま議決いたしました相沢英之君外八名提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、鴨下一郎君外二名から、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。鴨下一郎君。

○鴨下委員 ただいま議題になりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）
本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 上限金利の見直しの検討に当たっては、資金需要者の利益の保護等に配慮すること。

一 いわゆる商工ローン問題等については、背景に貸し取り等の問題があることにかんがみ、我が国の金融システムの在り方を更に真剣に検討し、早急に対応すること。

一 昨今の超低金利時代にありながら、その恩恵に浴せないでいる中小企業や個人事業者が存在することを念頭に置き、実態に即応した施策を講ずること。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○金子委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立総員。よって、本案に対し、附帯決議を付すことに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。大蔵政務次官大野功統君。

○大野（功）政務次官 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を踏まえまして、配慮してまいりたいと存じます。

○金子委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金子委員長 次回は、来る十四日火曜午後一

時五十分理事會、午後二時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後五時四十九分散會

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案
（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正）

第一条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を超える割合による利息の契約をし、又はこれを超える割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 元本が十万円未満の場合 年二十・〇〇パーセント（二月二十九日を含む一年については年二十・〇五八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇五四八パーセントとする。）
二 元本が十万円以上百万円未満の場合 年十八・〇〇一八パーセント（二月二十九日を含む一年については年十八・〇五一二パーセントとし、一日当たりについては〇・〇四九三二パーセントとする。）
三 元本が百万円以上の場合 年十五・〇〇一五パーセント（二月二十九日を含む一年については年十五・〇四二六パーセントとし、一日当たりについては〇・〇四一一パーセントとする。）

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正）

第二条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
附則第八項から第十六項までを削る。

（利息制限法の一部改正）
第三条 利息制限法（昭和二十九年法律第九十号）の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

（利息の最高限）
第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分につき無効とする。

一 元本が十万円未満の場合 年二十・〇〇パーセント（二月二十九日を含む一年については年二十・〇五八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇五四八パーセントとする。）
二 元本が十万円以上百万円未満の場合 年十八・〇〇一八パーセント（二月二十九日を含む一年については年十八・〇五一二パーセントとし、一日当たりについては〇・〇四九三二パーセントとする。）
三 元本が百万円以上の場合 年十五・〇〇一五パーセント（二月二十九日を含む一年については年十五・〇四二六パーセントとし、一日当たりについては〇・〇四一一パーセントとする。）

（貸金業の規制等に関する法律の一部改正）
第二条中「前条第一項を「前条」に、「こえる」を「超える」に改める。
第三条ただし書を削る。
第四条第一項中「第一条第一項を「第一条」に、「率の二倍をこえる」を「率を超え」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（貸金業の規制等に関する法律の一部改正）

第四条 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。
第四十三条を次のように改める。
第四十三条 削除
附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び第二条の規定による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に締結される金銭を目的とする消費貸借上の利息（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條第六項の規定により利息とみなされるもの及び債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下この項において同じ。）の契約について適用し、施行日前に締結された金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の利息制限法（以下この項において「新利息制限法」という。）及び第四条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律の規定は、施行日以後に締結される金銭を目的とする消費貸借上の利息（新利息制限法第三条の規定により利息とみなされるもの及び債務の不履行について予定される賠償額を含む。）の契約について適用し、施行日前に締結された金銭を目的とする消費貸借上の利息（旧利息制限法第三条の規定により利息とみなされるもの及び債務の不履行について予定される賠償額を含む。）の契約については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（質屋営業法の一部改正）
第四条 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。
第三十六條中「四十・〇〇四パーセント」とあるのは「百九・五パーセント」と、「四十・一三六パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・〇九六パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」とを「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合」とあるのは、「年百九・五パーセント（二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。）」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）
第五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。
第九条第六号中「第一条第一項を「第一条」に改める。
（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）
第六条 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。
第十八条第五項中「第一条第一項を「第一条」に改める。

（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、貸金業を営む者が金銭の貸付けを行う場合における高金利を是正するため、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に規定する上限金利を引き下げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証

第二十条中「利率」を「実質利率」に改める。

譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施

行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の貸金業の規制等に関する法律(次項において「新法」という。)第十七条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に締結される貸付けに係る契約及び保証契約について適用し、同日前に締結された貸付けに係る契約及び保証契約については、なお従前の例による。

2 新法第十七条第三項及び第四十三条の規定は、この法律の施行前に締結された保証契約については、適用しない。

(罰則に係る経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第四条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条中貸金業の規制等に関する法律第四十三条第二項第一号の改正規定を削る。

理由

最近における貸金業の業務の実状にかんがみ、資金需要者である顧客及び保証人の利益の保護を図るため、過剰貸付け及び過剰保証の禁止について規定を整備するとともに、契約締結前の説明義務、追加貸付けの際の根保証人に対する書面の交付義務、保証人による保証契約の取消し等について規定を設け、併せて、貸金業者に対する監督を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(相沢英之君外八名提出)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)
第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条を」第二十四条の五に改める。

第十四条第一号中「利率」の下に「利息及びみなし利息(礼金、割引金、手数料、調査料、その他何らの名義をもつてするを問わず、金銭の貸付けに關し債権者の受ける元本以外の金銭(契約の締結及び債務の弁済の費用を除く。))をいう。以下この号において同じ。の総額(一年分に満たない利息及びみなし利息を元本に組み入れる契約がある場合に於ては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。))を総額府令・大蔵省令で定める方法によつて算出した元本の額で除して得た年率(当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))を百分率で表示するものをいう。以下同じ。を加える。

第十七条第二項中「前項各号に掲げる事項を記載した書面及び」を削り、「事項で」の下に「前項各号に掲げる事項その他の」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとするときは、当該保証契約を締結するまでに、総府府令・大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証人とならうとする者に交付しなければならぬ。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
二 保証期間
三 保証金額
四 保証の範囲に関する事項で総府府令・大蔵省令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、その旨

六 前各号に掲げるもののほか、総府府令・大蔵省令で定める事項

第十七条に次の一項を加える。

4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、総府府令・大蔵省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項について当該貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付しなければならない。貸金業者が、貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときにおいても、同様とする。

第二十四条第二項中「額」と、同条第二項中の「下に」貸付けに係る契約」とあるのは当該譲り受けた債権」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「を、前項各号」と、の下に「同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該譲り受けた債権について保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、を加え、「貸付けの金額」とあるのは「貸付けの金額及び譲り受けた債権の額」と、「貸付けの金額」とあるのは「貸付けの金額又は譲り受けた債権の額」と、「同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「譲り受けた債権の額及び貸付けの金額」とに改め、同条第三項中「取立て制限者」とあるのは「この項において「取立て制限者」とに改め、同条に次の一項を加える。

4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有する者に貸付けの契約に基づく債権の債権譲渡等をしたときは、その相手方が当該債権の取立てに当たり第二十一条第一項(第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反

し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯さないように、相当の注意を払わなければならない。

第三章中第二十四条の次に次の四項を加える。

(保証等に係る求償権等の行使の規制)
第二十四条の二 貸金業者は、業として保証を行う者(以下「保証業者」という。)と貸付けに係る契約について保証契約を締結するに当たっては、その保証業者に対し、その保証業者が当該保証契約に關してする行為について第二十七條、第二十八條、第二十條から第二十二條まで、第二十四條の四第一項及び第四十二條の規定(抵当証券法第一條第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第二十七條の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、総府府令・大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第二十七條、第二十八條、第二十條から第二十二條まで及び第四十二條の規定(抵当証券法第一條第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第二十七條の規定を除く。)は、保証業者が貸金業者との間でその貸付けに係る契約についてした保証に基づく求償権、当該貸金業者の当該貸付けに係る契約若しくはその保証契約に基づく債務の弁済に係る求償権若しくは当該貸付けによる代位に係る債権又はこれらの保証債権(以下「保証等に係る求償権等」という。))を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について準用する。この場合において、第二十七條、第二十八條第一項、第二十條及び第二十二條中「貸金業者」とあるのは「保証等に係る求償権等」を取得した保証業者」と、第二十條第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」を取得したとき」と、「その契約」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、「その

の」当該保証等に係る求償権等」と、「その

二十条及び第二十二条中「貸金業者は」とあるのは受託弁済者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を取付したとき」と、「その契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、「その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の三第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託

ては、住所又は居所を有するもの」と読み替へるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託しようとする場合において、その相手方が受託弁済に係る求償権等の取立てに当たり前項において準用する第二十一条第一項の規定に違反し、若しくは刑法若

二条まで、第四十二条及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く）は、保証等に係る求償権等の譲渡があった場合における当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二

あるのは、「第二十四条の四第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約に付いて保証契約を締結したとき」とあるのは「当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されたとき」と、「第

等」と同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは、「当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号」と、第二十二條中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは、「当該保証等に係る求償権等」と、第四十二條第一項及び第二項中「金融再生委員会又は都道府県知事は、その登録を受けた貸

金業者」とあるのは「都道府県知事は、保証等に係る求償権等を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「保証業者」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者」と読み替えるものとする。

（受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制）

第二十四条の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に對し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の総理府令・大蔵省令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二條及びこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、総理府令・大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二條及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）は、受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十二条中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたとき」と、「その相手方」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあ

るのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、同条第二項中「貸付けに係る契約について」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条の五第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき又は新たに保証契約を締結したとき」と、「第一項各号」とあるのは「第二十四条の五第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る契約に基づく債権」と、第十八条第一項中「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る

貸付けの契約の契約年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十条中「貸付けの契約について」とあり、及び「当該貸付けの契約に基づく」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る」と、「当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額」と、第二十一条中「貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約に基づく債権」と、第二十二條中「貸付けの契約に基づく債権」とあり、及び「当該債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第四十二條第一項及び第二項中「金融再生委員会又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は、受託弁済に係る求償権等取得した者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「受託弁済者」とあるのは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者」と読み替えるものとする。

第三十六条第一号中「又は第二十四条第一項（同条第二項）を、第二十四条第一項、第二十四条の二第一項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項又は第二十四条の五第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項）に改め、同条第二号中「債権譲渡等をした」とを「貸付けの契約に基づく債権譲渡等をした」に改め、同号イ中「取立て制限者」の下に「（第二十四条第三項の取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条第四号を同条第九号とし、同条第三号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該保証契約の締結に当たりその保証業者が取立て制限者（第二十四条の二第三項の取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該保証契約の締結の後取立て制限者が当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該保証契約の締結を行つた取立て制限者又は当該保証契約の締結の後当該保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、第二十四条の二第二項において準用する第二十四条第一項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。

四 貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該弁済の委託に当たりその相手方が取立て制限者（第二十四条の三第三項の取立て制限者をいう。以下この号において同じ。）であることを知らなかつたことにつき相当の理由があ

(以下この項において「旧貸金業規制法」という。)第十七条第二項の規定により同項に規定する書面を交付し、かつ、新貸金業規制法第十七条第四項後段の規定により同項に規定するすべての書面(同項後段の規定に係るものに限る。)を交付している場合に限り、旧貸金業規制法第四十三条の規定を適用する。

5 第一条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定により従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前にした利息の契約に基づいてこの法律の施行後にした利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。)の受領(この法律の施行前に金銭の貸付けを行う者が業としてした金銭の貸付けに係るものに限る。)に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(利息制限法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の利息制限法第四条第一項の規定は、この法律の施行前にされた金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定にも適用する。ただし、この法律の施行前に金銭を目的とする消費貸借がされた場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(質屋営業法の一部改正)

第六条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「四十・〇〇四パーセント」を「二十九・二パーセント」に、「四十・一一三六パーセント」を「二十九・二八パーセント」に、「〇・一〇九六パーセント」を「〇・〇八パーセント」に改める。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第十四項中「四十・〇〇四パーセント」を「二十九・二パーセント」に、「四十・一一三六パーセント」を「二十九・二八パーセント」に、「〇・一〇九六パーセント」を「〇・〇八パーセント」に改める。

(見直し)

第八条 この法律による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項については、この法律の施行後三年を経過した場合において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

理由

最近における貸金業の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者及び保証人の利益の保護を図るため、保証契約締結前及び債務者への追加貸付けの際の保証人に対する書面の交付義務についての規定を整備するほか、取立て行為の規制の強化及び所要の罰則の強化を行い、併せて、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(木下重雄君外一名提出)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

する。

目次中「第三十六条―第四十二条」を「第三十条―第四十二条」に改める。

第十三条を次のように改める。

(過剰貸付け等の禁止)

第十三条 貸金業者は、貸付けの金額が、資金需要者の資力又は信用等に関し総理府令・大蔵省令で定める基準を超えると認められる貸付けに係る契約を締結してはならない。

2 貸金業者は、その担保する債権の額が、保証人の資力又は信用等に関し総理府令・大蔵省令で定める基準を超えると認められる保証契約を締結してはならない。

3 貸金業者は、貸付けに係る契約について、総理府令・大蔵省令で定める基準に照らし必要と認められる程度を超えて、保証契約を締結してはならない。

第十六条の次に次の二条を加える。

(根保証契約)

第十六条の二 貸金業者が締結する主たる債務者との間の一定の範囲に属する不特定の債権に係る保証契約においては、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 保証の期間。ただし、その期間は、一年以内でなければならない。

二 保証の限度額

三 主たる債務者と当該保証契約に係る貸付けに係る契約を締結したときは、その都度、遅滞なく、当該貸付けに係る契約に係る第十七条第一項各号に掲げる事項を保証人に書面で通知すべき旨

四 保証人が、前号の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間に申し出た場合には、当該貸付けに係る契約に基づく債権が当該保証契約に係る保証の対象とならない旨

2 前項の規定に反する契約は、無効とする。

(保証契約締結前の説明)

第十六条の三 貸金業者は、貸付けに係る契約

について保証契約を締結しようとするときは、その相手方に対し、当該保証契約を締結するまでに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約及び当該保証契約の内容を明らかにする事項、主たる債務者に対する貸付けの状況その他総理府令・大蔵省令で定める事項について説明しなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

(書面による解除)

第十七条の二 資金需要者である顧客は、その締結した貸付けに係る契約について前条第一項の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面により当該貸付けに係る契約を解除することができる。

2 保証人は、その締結した貸付けに係る契約に係る保証契約について前条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面により当該保証契約を解除することができる。

3 前二項の解除は、その解除をする旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

4 第一項又は第二項の規定による解除があつた場合には、当該貸金業者は、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

5 前各項の規定に反する特約で、資金需要者である顧客又は保証人に不利なものは、無効とする。

第十九条の次に次の二条を加える。

(帳簿の閲覧)

第十九条の二 債務者及び保証人は、貸金業者に対し、前条の帳簿(自己の貸付けに係る契約に関する部分又は自己の貸付けに係る契約に係る保証契約に関する部分に限る。)の閲覧を請求することができる。この場合において、貸金業者は、閲覧を拒むことについて正当な理由があると認められるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

(保証人に対する報告義務)

第十九条の三 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しているときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、保証人に對し、毎月、主たる債務者に対する貸付けの状況、当該債務者の債務の弁済の状況その他総理府令・大蔵省令で定める事項について報告をしなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

3 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく保証債権の取立てをするに当たっては、保証人の置かれている経済状況等に配慮しなければならず、一括して債務を弁済することのみだりに要求する等のことをしてはならない。

第二十四条第一項中「第十七条、第十八条、第二十条を第十六条の三、第十七条、第十八条、第十九条の三に改め、同条第二項中第十七条、第十八条、第二十条を第十六条の三、第十七条、第十八条、第十九条の三に、第十七条、第十八条第一項を、第十六条の三、第十七条、第十八条第一項、第十九条の三に、第十七条第一項を、第十六条の三、第十七条、第十八条第一項、第十九条の三に、第十七条第一項と改め、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十七条に次の一項を加える。

3 前項の契約約款の内容となるべき事項は、資金需要者である顧客及び保証人の正当な利益を害するものであつてはならない。
第五章中第三十六条の前に次の一条を加える。
(是正命令)

第三十五条の二 金融再生委員会は、その登録を受けた貸金業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において貸金業者を営む者に対して、貸金業者の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該貸金業者に対し、業務の運営の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができ、

第三十六条第一項第一号中「第十四条から第二十三条まで」を「第十六条まで、第十六条の三、第十七条、第十八条、第十九条、第十九条の三、第二十条、第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二條、第二十三條に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前条の規定による命令に違反したとき、
第四十二条第一項中「報告をさせる」を「報告をさせ、又はその職員に営業所若しくは事務所立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査し、若しくは関係者に質問させる」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

(違反事実の申出)
第四十二条の二 何人も、この法律の規定に違反する事実があると認めるときは、金融再生委員会又は都道府県知事に對し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 金融再生委員会又は都道府県知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

3 金融再生委員会又は都道府県知事は、第一項の申出に係る事項について適当な措置をと

り、又は措置をとらないこととしたときは、速やかに、その旨を当該申出をした者に通知しなければならない。

第四十三条を次のように改める。

(過剰貸付けに係る契約の無効等)
第四十三条 貸金業者が、資金需要者である顧客の實力又は信用等に照らし、その者の返済能力を著しく超えたと認められる貸付けに係る契約を締結したときは、当該貸付けに係る契約は無効とする。

2 貸金業者が、貸付けに係る契約について、保証人の實力又は信用等に照らし、その者の保証能力を著しく超えたと認められる保証契約を締結したときは、当該保証契約は無効とする。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(保証契約の取消し)
第四十三条の二 貸金業者が、貸付けに係る契約について保証契約を締結するに際し、保証人に對し、保証人の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、事実を告げず、又は不実のことを告げたときは、保証人は、当該保証契約を取り消すことができる。

2 民法第九十六条第三項及び第二百二十条から第二百二十六条までの規定は、前項の取消しについて準用する。

第四十七条の次に次の一条を加える。
第四十七条の二 第二十一条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条第三号を次のように改める。
三 第三十五条の二の規定による命令に違反した者
第五十条第五号を次のように改める。
五 第四十二条第一項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若

しくは虚偽の報告をし、第四十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
第五十条第六号を削る。

第五十一条第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、「前四條」を「第四十七條から前条まで」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十七條の二の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に對し一億円以下の罰金刑を、その人に對し同條の罰金刑を科する。
(貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二条を次のように改める。

第二条 削除
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第三条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第五條第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を超える割合による利息の契約をし、又はこれを超える割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 元本が十万円未満の場合 年二十・〇〇

二パーセント(二月二十九日を含む一年に
ついては年二・〇五八パーセントと
し、一日当たりについては〇・〇五四八
パーセントとする。)

二 元本が十万元以上百万円未満の場合 年
十八・〇〇一八パーセント(二月二十九日
を含む一年については年十八・〇五一二
パーセントとし、一日当たりについては〇
・〇四九三二パーセントとする。)

三 元本が百万元以上の場合 年十五・〇〇
一五パーセント(二月二十九日を含む一年
については年十五・〇四二六パーセントと
し、一日当たりについては〇・〇四一一
パーセントとする。)

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに
関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締
りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五
十八年法律第三十三号)の一部を次のように改
正する。

附則第八項から第十六項までを削る。
(利息制限法の一部改正)
第五条 利息制限法(昭和二十九年法律第九号)の
一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

(利息の最高限)
第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の
契約は、その利息が次の各号に掲げる区分に
応じ当該各号に定める利率により計算した金
額を超えるときは、その超過部分につき無効
とする。

一 元本が十万円未満の場合 年二・〇〇
二パーセント(二月二十九日を含む一年に
ついては年二・〇五六八パーセントと
し、一日当たりについては〇・〇五四八
パーセントとする。)

二 元本が十万元以上百万円未満の場合 年
十八・〇〇一八パーセント(二月二十九日
を含む一年については年十八・〇五一二

パーセントとし、一日当たりについては〇
・〇四九三二パーセントとする。)

三 元本が百万元以上の場合 年十五・〇〇
一五パーセント(二月二十九日を含む一年
については年十五・〇四二六パーセントと
し、一日当たりについては〇・〇四一一
パーセントとする。)

第二条中「前条第一項を「前条に、「こえる」
を超える」に改める。
第三条中「前二条の下に「及び次条第一項」を
加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め
る。

第四条第一項中「第一条第一項に規定する率
の二倍をこえる」を「当該消費貸借上の約定利率
(当該消費貸借上の利息の元本に対する割合を
いう)の二倍又は第一条に規定する率のいづれ
か低い方を超える」に改め、同条第二項を削り、
同条第三項中「前二項を「前項」に改め、同項を
同条第二項とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施
行する。

(経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の貸金業の規
制等に関する法律第十六条の二、第十七条の
二、第十九条の三、第四十三条及び第四十三
条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この
条において「施行日」という。)前に締結された貸
付に係る契約及び保証契約については、適用
しない。

2 第三条の規定による改正後の出資の受入れ、
預り金及び金利等の取締りに関する法律及び第
四條の規定による改正後の出資の受入れ、預り
金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改
正する法律の規定は、施行日以後に締結される
金銭を目的とする消費貸借上の利息(出資の受
入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
第五条第六項の規定により利息とみなされるも

の及び債務の不履行について予定される賠償額
を含む。以下この項において同じ。)の契約につ
いて適用し、施行日前に締結された金銭を目的
とする消費貸借上の利息の契約については、な
お従前の例による。

3 第五条の規定による改正後の利息制限法(以
下この項において「新利息制限法」という。)の規
定は、施行日以後に締結される金銭を目的とす
る消費貸借上の利息(新利息制限法第三条の規
定により利息とみなされるもの及び債務の不履
行について予定される賠償額を含む。)の契約に
ついて適用し、施行日前に締結された金銭を目
的とする消費貸借上の利息(この法律による改
正前の利息制限法第三条の規定により利息とみ
なされるもの及び債務の不履行について予定さ
れる賠償額を含む。)の契約については、なお従
前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為並びに前条
第二項及び第三項の規定により従前の例による
こととされる場合におけるこの法律の施行後に
した行為に対する罰則の適用については、なお
従前の例による。

(質屋営業法の一部改正)
第四条 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十
八号)の一部を次のように改正する。

第三十六條中「四十・〇〇四パーセント」と
あるのは「百九・五パーセント」と、「四十・一
一三六パーセント」とあるのは「百九・八パー
セント」と、「〇・一〇九六パーセント」とあるの
は「〇・三パーセント」を「次の各号に掲げる
区分に応じ当該各号に定める割合」とあるのは、
「年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一
年については年百九・八パーセントとし、一日
当たりについては〇・三パーセントとする。)」
に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律の一部改正)
第五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関
する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次
のように改正する。

第九条第六号中「第一条第一項を「第一条」に
改める。
(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改
正)

第六条 債権管理回収業に関する特別措置法(平
成十年法律第六十六号)の一部を次のように
改正する。

第十八条第五項中「第一条第一項を「第一条」
に改める。
(地方分権の推進を図るための関係法律の整備
等に関する法律の一部改正)

第七条 地方分権の推進を図るための関係法律の
整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七
号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条中貸金業の規制等に関する法律
第二十四條第二項の改正規定の次に次のように
加える。

第三十五条の二中「金融再生委員会は」を
「金融再生委員会又は都道府県知事は」に改
め、「都道府県知事は当該都道府県の区域
内において貸金業を営む者に対して」を削る。

第二百二十二条のうち貸金業の規制等に関する
法律第四十二條第一項及び第二項の改正規定中
「及び第二項」を削る。

第二百二十二条中貸金業の規制等に関する法律
第四十三條第二項第一号の改正規定を削る。

附則第五十五條第二項を同条第三項とし、同
条第一項中「第二百二十二条の規定による改正前
の貸金業の規制等に関する法律(以下この条に
おいて「旧貸金業の規制等に関する法律」とい
う。)」を「旧貸金業の規制等に関する法律」に、
「第二百二十二条の規定による改正後の貸金業の
規制等に関する法律(以下この条において「新貸
金業の規制等に関する法律」という。)」を「新貸
金業の規制等に関する法律」に改め、同項を同
条第二項とし、同条に第一項として次の一項を
加える。

三

第一類第五号 大蔵委員會議録第八号 平成十一年十二月八日

第二百二十二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下この条において「旧貸金業の規制等に関する法律」という。)第三十五条の二の規定により都道府県知事が金融再生委員会の登録を受けた貸金業者に対してした業務の運営の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずる処分は、第二百二十二条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律(以下この条において「新貸金業の規制等に関する法律」という。)第三十五条の二の規定により金融再生委員会がした処分とみなす。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における貸金業の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者である顧客及び保証人の利益の保護を図るため、過剰貸付けの禁止等についての規定、貸金業者に対する監督の強化のための規定等を整備するとともに、根保証契約に対する規制、保証契約締結前の説明、書面による解除、保証契約の取消し等について規定を設け、併せて、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に規定する上限金利を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。